

令和5年（2023年）10月3日（火曜日）

第 4 号

令和5年第3回
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第4号

令和5年(2023年)10月3日(火曜日)

出席委員

委員長

浅野 貴博 君

副委員長

山根 まさひろ 君

小林 千代美 君

清水 敬弘 君

板谷 よしひさ 君

鶴羽 芳代子 君

滝口 直人 君

大越 農子 君

太田 憲之 君

中川 浩利 君

中野渡 志穂 君

赤根 広介 君

中司 哲雄 君

出席説明員

経済部長 中島 俊明 君

経済部観光振興監 榎 信彦 君

経済部食産業振興監 仲野 克彦 君

経済部
ゼロカーボン推進監 今井 太志 君

経済部次長
兼経済企画局長 佐藤 秀行 君

経済部次長
兼誘客担当局長 小田桐 俊宏 君

食関連産業局長 林 優香 君

観光局長 近藤 広秋 君

地域経済局長 磯部 政志 君

産業振興局長
兼スタートアップ
推進室長 伊藤 雅実 君

資源エネルギー局長
兼風力担当局長 西岡 孝一郎 君

労働政策局長 鶴 蒔 徹 君

経済企画局次長 石丸 幸夫 君

地球温暖化対策
担当局長 西 清人 君

ゼロカーボン産業
担当局長 川畑 千 君

次世代半導体
戦略室長 青山 大介 君

総務課長兼
経済政策担当課長 上野 修司 君

経済企画課長 佐藤 正人 君

経済企画課参事 佐藤 匡法 君

食産業振興課長 酒井 和雄 君

観光事業担当課長 渡部 泰明 君

観光地づくり
担当課長 新田 清文 君

誘客推進担当課長 大須賀 康高 君

アドベンチャー旅行
担当課長 輿水 昌明 君

地球温暖化対策課長 鏡 法裕 君

地球温暖化対策
促進担当課長 樋口 知己 君

ゼロカーボン産業
課 安彦 秀徳 君

新エネルギー
担当課長 岩崎 法彦 君

中小企業課長 菅野 則彦 君

立地担当課長 石川 孝範 君

次世代半導体
戦略室参事 宮崎裕一君

エネルギー政策
担当課長 篠原裕史君

雇用労政課長兼
働き方改革推進室長 佐川泰隆君

教 育 長 倉本博史君

教 育 部 長
兼教育職員監 北村英則君

学 校 教 育 監 山本純史君

総務政策局長 伊賀治康君

生涯学習推進局長 村上由佳君

学 校 教 育 局 長 川端香代子君

道立学校配置・制度
担当局長 齊藤順二君

指 導 担 当 局 長 山城宏一君

特 別 支 援 教 育
担 当 局 長 堀籠康行君

生徒指導・学校安全
担 当 局 長 伊藤伸一君

I C T 教 育 推 進 局 長 相川芳久君

教 職 員 局 長 谷垣朗君

総 務 課 長 岡内誠君

施 設 課 長 金田敦史君

教 育 政 策 課 長 出分日向子君

社 会 教 育 課 長
兼生涯学習推進
センター所長 伊藤直人君

文化財・博物館課長

道立学校配置・制度
担 当 課 長

義務教育課長
兼幼児教育推進
センター長
兼I C T 教 育 推 進
担 当 課 長
(義務教育)

特別支援教育課長
兼I C T 教 育 推 進
担 当 課 長
(特別支援教育)

健康・体育課長

生徒指導・学校安全
課 長

教 職 員 課 長

働き方改革担当課長

菅野泰之君

手塚和貴君

遠藤直俊君

大畑明美君

今村隆之君

大槻直広君

立花博史君

中嶋英樹君

議会事務局職員出席者

議事課主幹

議事課主査

同

同

同

同

同

三上健治君

甲斐友規君

馬場貴史君

青柳和彦君

福井宏次君

杉崎正君

澤田真一君

午前 10 時 開議

○浅野貴博委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔甲斐主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

小 林 千代美 委員

板 谷 よしひさ 委員

であります。

○浅野貴博委員長 それでは、議案第1号、第3号及び第4号を一括議題といたします。

1. 経済部所管審査（続）

○浅野貴博委員長 10月2日に引き続き、経済部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

大越農子君。

○大越農子委員 おはようございます。

私のほうからは、まず、半導体関連産業の振興について伺います。

ラピダス社は、今月1日に起工式を行い、工場の建設工事を開始しましたが、投資総額は、道内において過去最高の5兆円とも言われており、今回の立地を契機として、今後、半導体関連産業の振興により、本道経済の活性化が期待できるところでございます。

そのためには、半導体関連産業の集積促進はもとより、産業を支える人材の育成確保など、将来を見据えた様々な取組を進める必要があると考えてございます。

そこで、以下、伺います。

本道の半導体関連産業の振興を図るためには、担い手となる半導体人材の育成や確保が重要であると考えます。全国的にも理工系人材が不足していると言われておりますが、道内の理工系人材の現状について伺います。

○浅野貴博委員長 次世代半導体戦略室参事宮崎裕一君。

○宮崎次世代半導体戦略室参事 理工系人材の現状についてであります。本年3月に道内の大学または高専を卒業し、就職した学生の総数は約1万4900人であり、このうち、約6割が道内で就職している状況でございます。

一方、このうち、理工系を卒業した約3600人について、道内就職者は約1400人で全体の約4割、道外就職者は約2200人で約6割となっております。道内の理工系人材の多くが道外に流出しているものと承知しております。

○大越農子委員 6割もの理工系人材が道外に流出しているということですが、半導体関連産業の担い手を確保するためには、道内人材の活用が喫緊の課題であると考えます。

本年度の道における半導体人材の育成や確保に向けた取組を伺います。

○宮崎次世代半導体戦略室参事 半導体人材の育成等についてであります。ラピダス社の立地を契機としまして、半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現を図るためには、半導体関連産業を担う人材の育成や確保が重要であります。

このため、道では、国の「北海道半導体人材育成等推進協議会」を核としまして、道内の行政や教育機関、経済団体、企業など、幅広い関係機関と連携し、道立高校やMONOテクでの出前講座や、高校生を対象に関連産業を見学するバスツアーなどにより、半導体関連産業を持続的に支える人材の育成に取り組めますほか、道内の大学や高専が強化している人材育成の取組状況や

【第2分科会 10月3日 第4号】

卒業生の就職動向などを丁寧に把握しながら、必要に応じて、マッチングなどの取組により、理工系人材の道内での就職を支援するなど、適切に対応してまいります。

○大越農子委員 先日の浅野貴博議員の一般質問で、工学系の学科では女性割合が1割から2割である旨を指摘し、課題と対策をただしたところ、道からは、性別を問わず、半導体関連産業を担う人材の裾野を広げることが重要と認識しているとの認識が示され、出前講座を普通科も対象とすると答弁されました。

これは、つまり、道は、半導体関連産業に従事する女性人材の割合を増やしていく必要があると認識されていると考えますが、その点を明らかにしてください。

その点を踏まえて、今後、女性人材の育成にどのように取り組んでいくのか、認識と今後の対策を伺います。

○宮崎次世代半導体戦略室参事 理工系人材の育成についてであります。本道において力強い地域経済を実現するためには、女性や若者など様々な層の方々に活躍いただくことが必要であり、半導体関連産業を持続的に支える人材の育成におきましても、性別を問わず、人材の裾野を広げていくことが重要と認識しております。

このため、道では、本年8月に北海道大学で開催した子ども向けの科学イベント「サイエンスパーク」におきまして、半導体の展示ブースを設置したほか、今後、若年層を対象に、半導体の理解を促すためのアニメ動画や展示物等のコンテンツを制作、活用することとしております。

また、道立高校での出前講座の実施に当たりましては、女子の比率が低い工業系の学科のみならず、普通科も対象とすることを検討するなど、より多くの方々に半導体に興味や関心を持っていただけるよう努めてまいります。

○大越農子委員 8月25日付の日本経済新聞に、半導体関連の大手産業が女性人材の獲得、育成に力を入れているとの記事がございました。

東京エレクトロンは2027年3月までに女性管理職を倍増する、ルネサスエレクトロニクスやレーザーテックも女性比率を20%以上とするという方針を明らかにしてございます。

この流れは、必ずラピダスも追随すると確信するわけでありますけれども、女性人材の育成に特化したコミットをしていくことが重要であると強く指摘いたします。

次に、半導体人材の確保のための一つの方策として、リスクリングなどの職業訓練によるスキルアップも、今後、必要になるものと考えますが、道の認識を伺います。

○宮崎次世代半導体戦略室参事 リスクリングについてであります。人口の減少に加えまして、デジタル化の進展やゼロカーボン社会の実現に向けた取組の広がりなど、社会情勢の変化に対応していくためには、働く人の学び直し、いわゆるリスクリングによりまして、必要な知識や技能の習得を通じて、即戦力となる人材を育成していくことが重要と認識しております。

道といたしましては、半導体をはじめとするものづくり分野などを中心に、必要な技術を身につけ、活用できる人材の育成を推進していく必要があると考えております。

○大越農子委員 御承知のとおり、半導体先進地の一つである福岡県では、半導体リスクリング

センターを今年8月23日に開設いたしまして、地元の半導体関連中小企業に無料で講座を提供するなど、トップレベルの人材育成と地元企業への経済波及効果を同時に実現する仕組みをつくってございます。

半導体関連産業に係る歴史の厚みであったり、人材の厚みであったりということは、北海道と九州の福岡県とではなかなか違いがあるという現実はあるけれど、やっぱり、こういった先進事例にしっかり学んで、道でも取り入れるように強く求めたいというふうに思います。

次に、半導体関連企業の集積について、TSMCが進出し、本道と同様に国家プロジェクトが進んでいる熊本県においては、県全体で211件の企業が立地していると承知しておりますが、道内の半導体関連企業の集積について現状を伺うとともに、集積状況の把握のためにどう取り組んでいくのか、伺います。

○宮崎次世代半導体戦略室参事 半導体関連企業の集積状況についてであります。本道では、大手の半導体メーカーなどの製造拠点が立地し、スマートフォンの充電を制御する半導体や半導体の基材となるシリコンウエハーなどの生産が行われていますほか、半導体関連の製造装置メーカーや世界有数の半導体製造装置メーカーのソフトウェア開発拠点など、熊本県をはじめとする半導体先進地と比較しますと、件数は少ないものの、半導体関連企業が立地しております。

道では、年度内に策定する予定の北海道半導体関連産業振興ビジョンの検討に資するため、今後、新たに道内企業へのアンケートやヒアリング等を実施し、半導体関連産業の集積状況を把握してまいります。

○大越農子委員 今後、新たに道内企業へのアンケートやヒアリング等を実施し、半導体関連産業の集積状況を把握していくという御答弁をいただきました。感謝を申し上げます。

まずは、状況把握というのが非常に大事だというふうに思いますので、しっかり取り組んでいただければというふうに思います。

このたびのラピダス社の立地を契機として、道内の半導体関連産業の集積が進むことが期待されますが、本年度の道における半導体関連産業の集積に向けた取組を伺います。

○宮崎次世代半導体戦略室参事 半導体関連産業の集積に向けた取組についてであります。道では、本年度、東京と名古屋における半導体関連の大規模展示会への出展や企業誘致セミナーの開催などを通じまして、ラピダス社が立地を決定した本道の立地優位性等を道外企業等に広く発信するほか、新たに半導体関連産業への参入を目指す道内企業の皆様を対象としましたビジネスセミナーを年度内に札幌市内において開催することとしております。

こうした取組を通じまして、半導体関連産業の振興を図り、製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現に向けまして、着実に取り組んでまいります。

○大越農子委員 道内企業を対象としたビジネスセミナーを年度内に開催されるということで、これを契機にしっかりと集積の取組を進めていただきたいというふうに思います。

ラピダス社の進出を契機として、周辺市町村にとっては、関連産業の誘致に向けた大きなチャンスとなるものであり、今後、各市町村は、各地域の立地環境のPRなどをはじめ、様々な誘致

活動を進めていくものと考えます。

こうした動きの中で、本道への企業立地の促進に向けては、広域自治体である道が各市町村との連携を図りながら進めていくことが重要であります。

今後、道としてどのように企業誘致に取り組んでいくのか、伺います。

○浅野貴博委員長 立地担当課長石川孝範君。

○石川立地担当課長 市町村との連携した取組についてであります。道では、本道への企業立地の促進に向けて、道外でのセミナーなどを通じ、市町村が立地環境をアピールする場の提供を行うほか、全市町村を対象に、企業の立地動向や効果的なPR手法などを内容とする実践研修会などにより、情報共有を図りながら誘致活動を展開しているところであります。

今後は、ラピダス社の進出により関連産業の立地が見込まれますことから、千歳市や周辺市町村はもとより、道内各地域の市町村とより一層緊密に連携し、企業訪問で収集したニーズや情報を提供するとともに、様々な機会を通じて地域の特色ある資源や優位性をアピールするなど、市町村の誘致活動の後押しを行い、企業誘致に取り組んでまいります。

○大越農子委員 ありがとうございます。

先日、恵庭市でアンケート調査を行うという取組が報道されていましたが、御承知のとおり、半導体産業には、前工程、後工程と、その中でも様々な工程がありまして、専門分野というのは、各工程の中に特化されているという状況の中で、同じ工程、同じ分野で偏ってしまったりというような状況が起こらないように、バランスのよいサプライチェーンの構築をしていかななくてはならないと思います。そういった意味では、本道の役割というのは非常に重要だと思いますので、しっかりと市町村と連携をして、サプライチェーンの構築に邁進していただきたいと指摘をいたします。

これまで道の人材育成や産業集積に関する取組について伺ってきましたが、本道の半導体関連産業を振興し、その効果を全道に広げていくためには、北海道半導体関連産業振興ビジョンの中で今後の方針を明確にし、総合的に取組を展開する必要があると考えますが、今後の対応について伺います。

○浅野貴博委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 今後の対応についてであります。道では、オール北海道で目指すべき方向性を共有しながら、半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現を目指し、その効果を全道に波及させていくため、今後の取組の指針となるビジョンを年度内に策定するべく、有識者の方々の御意見を伺いながら検討を進めているところでございます。

本ビジョンでは、国内外の例も参考に、本道が目指す複合拠点をはじめ、その実現に向けた半導体関連産業の集積や道内企業の参入促進、半導体人材の育成確保などの取組の方向性をお示しすることとしておりまして、ビジョン策定後は、国や市町村をはじめ、道内の大学、高専などの教育機関や、経済団体、企業など、幅広い関係機関と緊密に連携をしながら、各般の施策を戦略的に推進することにより、本道全体の経済活性化と持続的発展につなげてまいります。

以上でございます。

○大越農子委員 ありがとうございます。

かつて私は半導体メーカーに勤めていたことがありまして、そのときは、バブル期で、我が国のものづくり産業は、世界中から高い評価をされ、ジャパン・アズ・ナンバーワンと呼ばれていた時代であり、半導体も世界でトップシェアを誇っておりました。

その後、半導体産業は凋落の一途をたどり、同時に、我が国のものづくり産業はもとより、日本経済全体が元気を失っていったことは御承知のとおりであります。かつて半導体産業に微力ながら参画していた私自身にとって、大変悔しい思いで、その歴史を見ておりました。

半導体産業の復興は、北海道の経済のみならず、日本経済の復興のため、何としても成功させなければなりません。

北海道には、日本産業復興の責任が課されている、その意識で取り組んでいかなければならないと考えます。そのためには、決して国任せにするのではなく、誘致している北海道が自律的、主導的に取り組まなくてはならないと考えます。

人材不足や用水・電源確保、サプライチェーンの構築など、解決しなくてはならない課題は山積しています。様々な意見に耳を傾け、一つ一つの課題解決に向けて全力で取り組んでいただきたいと強く指摘しつつ、私自身も全力で応援したいと思っておりますので、そのことを申し添えて、次の質問に入ります。

女性が働きやすい職場づくりについて伺います。

全国より速いスピードで少子・高齢化が進む本道においては、男女を問わず、育児を行いながら、安心して働ける環境づくりが求められてございます。

平成30年に公布された働き方改革関連法は、平成31年度から中小企業にも段階的に適用され、昨年10月には、育児・介護休業法の改正により、産後パパ育休制度が創設されるなど、子育て世代の方々により活用しやすい環境の整備が進められてございます。

また、6月13日には、国において、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方針を取りまとめた「こども未来戦略方針」が閣議決定され、この方針の中で、共働き、共育てを推進することが示されてございます。

このような中、7月21日に総務省が発表した就業構造基本調査によると、女性の有業者は3035万人で過去最多となっており、その割合は53.2%に上り、過去最高を更新しました。

また、未就学児の育児をしている女性のうち、仕事と両立している人は383万人となっており、その割合は73.4%に上り、2017年の前回調査から約9ポイント上昇し、こちらも過去最高となっております。

総務省が調査した、仕事をしている女性の人数、その割合、未就学児の育児と仕事を両立している女性の人数、その割合について、道内の状況を伺います。

○浅野貴博委員長 雇用労政課長兼働き方改革推進室長佐川泰隆君。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 道内の就業、育児の状況についてであります。

【第2分科会 10月3日 第4号】

務省の令和4年就業構造基本調査によりますと、道内における15歳以上の女性の有業者数は121万人で、その割合は49.1%となっており、全国の53.2%より4.1ポイント低くなっております。

また、就学前の子どもを育てている女性のうち、仕事と両立している人は13万人で、その割合は69.3%となっており、全国の73.4%より4.1ポイント低くなっているところでございます。

○大越農子委員 全国と比較すると、本道はいずれも低い状況であり、残念に思います。

その要因をどのように考えているのか、伺います。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 全国より低い要因についてはありますが、仕事をしている女性の割合については、本道は有業率が低い65歳以上の人口割合が全国に比べ高いことが要因の一つと考えられます。

また、育児と仕事を両立している女性の割合につきましては、本道は、核家族化が全国より進んでおり、また、令和3年度に育児休業制度を就業規則等に規定している事業所の割合は、国の全国調査によりますと79.6%となっているところ、道の調査によりますと64.5%となっており、仕事と家庭を両立できる雇用環境の整備も遅れていることなどが要因の一つと考えられます。

○大越農子委員 65歳以上の人口割合ですとか、また、核家族化が全国より進んでいるとか、環境の部分もあるとは思いますが、それだけに、それを乗り越えるぐらいの取組を強化しなければならないということは自覚していただきたいというふうに思います。

これまで、育児と仕事の両立支援にどのように取り組んできたのか、伺います。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 両立支援の取組についてはありますが、育児と仕事の両立に向けては、労働時間の短縮や育児休業制度の充実、テレワークやフレックスタイム制など、多様で柔軟な働き方がしやすい職場環境づくりが重要でございます。

このため、道では、仕事と家庭の両立支援に向けた道内企業の優良事例の紹介や、地域におけるセミナーの開催、ハンドブックの作成、配付のほか、働き方改革に取り組む企業認定制度の普及や女性の活躍に取り組む企業の表彰、男性に比べ女性の割合が高い非正規労働者の処遇改善に取り組もうとする企業への専門家派遣を行うなど、働き方改革を支援してきたところでございます。

○大越農子委員 育児と仕事の両立について、施策の効果をどのように認識しているのか、伺います。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 施策の効果についてはありますが、国の令和4年就業構造基本調査によりますと、就学前の子どもを育てている道内の女性のうち、仕事と両立している人の割合は、5年前の前回調査から8.5ポイント上昇し、69.3%と過去最高を更新しており、道といたしましては、これまでの取組により一定の効果が認められるものの、育児と仕事が両立しやすい環境整備に向けて、一層取り組む必要があるものと認識してございます。

○大越農子委員 厳しい認識を伺いましたが、人口減少や少子・高齢化が全国より速いペースで進む本道において、地域経済を維持し活性化させるためには、女性の労働参加が重要と考

えますが、道としてどのように取り組むのか、部長に伺います。

○中島経済部長 女性の労働参加についてであります。人口減少や少子・高齢化により人手不足が深刻化する中、本道が持続的に発展していくためには、女性をはじめ、高齢者、障がい者といった多様な人材が活躍できる職場づくりや、働きやすい環境の整備などの働き方改革に取り組むことが重要と考えております。

このため、今年度は、育児・介護休業法の改正を踏まえ、新たに、産後パパ育休をテーマとした働き方改革を促進するセミナーを全振興局で開催いたしますとともに、ジョブカフェでのカウンセリングや職場体験による就業支援の実施など、女性が働きやすい職場環境の整備に努めますほか、道で毎年実施しております就業環境実態調査における育休関連調査項目に、新たに男性の育休期間を追加するなどして状況把握に努め、今後の施策に生かしてまいります。

以上でございます。

○大越農子委員 全振興局で産後パパ育休に関するセミナーを開催するなど、部長から、数点、踏み込んだ御答弁をいただきました。感謝を申し上げます。

子育て施策は、保健福祉の分野という思い込みを捨てるべき時代が来ていると思います。女性の社会進出が進み、人材の多様性が求められている昨今、子育てをしながら仕事ができる環境を職場に整えていく取組が喫緊の課題であります。そのためには、子育てをお母さんだけに課すのではなく、社会で育てていく、その意識改革が必要であります。

夫婦で育てる、おじいちゃん、おばあちゃん育てる、地域で育てる、その流れが社会で育てていくという社会づくりにつながると考えます。そのためには、まずは夫婦で育てる機運を醸成することが大事であり、御答弁いただいた取組などをスタートラインとして、子どもたちを地域や社会で育てていく社会づくりに向けて邁進してほしいと強く願いまして、次の質問に入ります。

LED化の推進について伺います。

私は、昨年12月の第4回定例北海道議会において、北海道庁の施設における照明のLED化に向けた取組方針と、その成果をどのように道民や事業者の脱炭素化の取組につなげていくのか、知事にお伺いし、知事からは、道の事務事業における2030年度までの削減目標の達成に向け、国の地方財政措置も活用しながら、LED化を順次進めること、その効果を広く情報提供し、道民や事業者のインセンティブにつなげ、脱炭素の取組促進につなげていくとお答えいただきました。

それから約9か月が経過し、前年度の取組状況も年次報告いただきましたことから、改めて順次お伺いしていきます。

2013年度比50%削減に向けては、排出量が多い電気使用量の削減に向けた取組、特に節電効果が高い道有施設の照明LED化を進めるべきと考えます。

これまでのLED化の現状についてお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 地球温暖化対策課長鏡法裕君。

○鏡地球温暖化対策課長 道有施設のLED化についてでございますが、道では、照明のLED化は、電気使用量の節約効果が高く、電気料金についても継続的な軽減が見込めることから、庁舎等の新築や大規模な施設の修繕、改修などの際に合わせまして順次進めてきており、令和4年度は、知事部局、教育庁、警察本部のLED化されていない約32万台の照明器具のうち、23施設の照明器具約6500台を対象にLED化を進め、令和4年度末時点でのLED化の率は約21%となっているところでございます。

以上です。

○大越農子委員 全庁でLED化されていない照明器具は、まだ30万台以上残っております。

今後、どのようにLED化を進めていくのか、お伺いします。

○浅野貴博委員長 地球温暖化対策担当局長西清人君。

○西地球温暖化対策担当局長 今後の取組についてであります。道では、道有施設に関し、昨年度におきまして、23施設、約6500台のLED化を実施したところでありますが、今年度は、それを上回ります175施設、約3万1000台の照明器具を対象といたしましてLED化を実施することとしており、取組の加速化を図っているところであります。

来年度以降につきましても、計画的に実施しています施設の修繕や改修などに合わせ、一定の規模を確保するなど、2030年度の削減目標の達成に向けまして、着実にLED化を進めてまいります。

○大越農子委員 家庭における省エネの取組については、暖房温度を低く抑えたり、エアコンの冷房温度を高め設定するなどの工夫の省エネから、ヒートポンプを用いた高効率給湯器などの省エネ機器の導入、さらには、住宅の高断熱化などの投資の省エネまで、様々な方法がございますが、照明のLED化については、最近は電球型LEDの値段も下がってきていることもあり、比較的普及が進んできているのではないかと考えます。

道内の家庭における照明のLED化の現状について、全国の状況と比較してお伺いします。

○浅野貴博委員長 地球温暖化対策促進担当課長樋口知己君。

○樋口地球温暖化対策促進担当課長 家庭のLED化についてでございますが、令和3年度に環境省が実施した調査によりますと、家庭のLED照明の普及率は、LEDのみを使用している家庭は、全国で約18%、本道は約15%、LEDと他の照明を併用している家庭は、全国で約53%、本道につきましましては約52%、合計で、全国で約71%、本道は約67%となっておりまして、本道におけるLEDの普及率は全国平均を下回る状況にあり、引き続き、家庭のLED化を促進する必要があると考えております。

以上でございます。

○大越農子委員 全国平均を下回る状況にあるということで、謙虚に認識していただいて、しっかりと取組を進めて、LED化の促進を進めていただきたいというふうに思います。

家庭における照明のLED化は広く浸透してきていることが分かりましたが、LEDに取り替えていない家庭も3分の1ほどあり、今後も継続して取り組んでいく必要があると考えます。

道が昨年3月に改定した北海道地球温暖化対策推進計画では、家庭での省エネ行動による二酸化炭素削減量が示されており、例えば、白熱電球5個を電球型LEDに取り替えた場合、年間の電気代の削減額が1万2550円、年間の二酸化炭素の削減量は310キログラムとの試算が示されています。

このように、照明をLEDに置き換えるインセンティブを道民に分かりやすく示していくことも大切と考えますが、道では、LED化など、家庭の省エネ行動の促進に向け、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

○西地球温暖化対策担当局長 家庭の省エネについてでございますが、本道は、道民1人当たりの温室効果ガス排出量が全国平均の約1.3倍となっており、また、家庭からの排出割合が約4分の1を占めているなど、各家庭におきます脱炭素の取組が重要であります。

このため、道では、ゼロカーボン・チャレンジといたしまして、家庭における省エネ行動等につきまして、例えば、白熱電球を電球型LEDに交換するといった具体の行動例とその削減効果をお示ししております。

また、本年7月からは、アプリによります家庭の排出量の可視化を進めているところであります。このアプリを活用し、道のLED化によります電気料金の節約額などについてもお知らせをし、効果を実感いただくといった情報提供に工夫を加えながら、家庭の脱炭素化に向けた行動を引き続き促進してまいります。

○大越農子委員 続いて、事業者におけるLED化についてお伺いします。

事業者におきましても、OA機器の集約化や空調設備の高効率機器への切替えなど、様々な省エネの取組がありますが、照明のLED化についても、家庭と同様に、ある程度普及が進んでいるものと考えます。

そこでお伺いしますが、道内の事業者における照明のLED化の現状についてお答えください。

○浅野貴博委員長 ゼロカーボン産業課長安彦秀徳君。

○安彦ゼロカーボン産業課長 事業者における照明のLED化についてであります。令和3年度に札幌市が実施した、事業者の省エネルギー対策状況に関するアンケート調査では、約8割の事業者が照明設備のLED化に取り組んでいるとの結果が出ており、札幌市内におきましては一定程度、普及が進んでいるものと考えられますが、全道の状況につきましては定量的なデータなどは確認できておりません。

○大越農子委員 全道の状況についてはデータがないということでもありますけれども、まずは現状把握が必要でありまして、現状を把握しなければ、どのようにしてゼロカーボン化を進めていくのか、ちょっと理解に苦しむところであります。

事業者における照明のLED化については、札幌市内に関する状況のみ把握しているとのことでもありますけれども、LED化に向けては、全道の事業者の状況をしっかりと把握し、取組を進めるべきと考えますが、今後、LED化を含め、どのように省エネ促進に取り組んでいくのか、

お伺いをいたします。

○浅野貴博委員長 ゼロカーボン産業担当局長川畑千君。

○川畑ゼロカーボン産業担当局長 事業者の省エネの取組についてでございますが、道では、様々な省エネの取組の効果を図るため、省エネ・新エネ促進行動計画では、産業部門や業務部門において、エネルギー消費量を成果指標として設定し、毎年度、把握しているところでございます。

こうした中、省エネの取組として導入が容易な照明設備のLED化につきましては、道内事業者の省エネの取組状況を把握する一つ的手段となりますことから、道といたしましては、既存のアンケート調査にLED化に関する調査項目を追加するなど、現況把握について検討を行いますとともに、事業者における省エネルギーの促進に向けましては、引き続き、LED化も含む省エネ設備の導入を支援いたしますほか、省エネの優良事例を紹介するガイドブックの作成や全道各地でのセミナーの開催、省エネの促進に顕著な功績のあった事業者の表彰など、各般の施策に取り組んでまいります。

○大越農子委員 ゼロカーボン産業担当局長から、LED化などの事業者の取組について状況把握に努めるとの御答弁をいただきました。感謝を申し上げます。

ゼロカーボンの取組は、LED化だけではなく、太陽光、風力発電、省エネ産業の振興、CO₂の吸収源対策と、数え切れないほどの取組がございます。あえて、私は今回、その中でもLED化に特化して質問させていただきました。

一つ一つの取組をしっかりと進めていくことが、結果的に、全道のゼロカーボンの取組に直結すると私は考えております。総花的に項目を並べ、全部に取り組みますという体制は、結局は、全部が中途半端という結果に陥る危険があり、ここに警鐘を鳴らすものであります。

ゼロカーボンの取組が経済部の所管となり、ゼロカーボンを経済の問題として捉え、取組を進められていることと思いますが、経済の問題と捉えるに当たり、大事なことは、取組や効果を数値化する、見える化することであると考えます。

一方、CO₂は、目に見えませんが、数値化することが極めて難しい分野でもあります。中でも、御家庭や各事業者での取組を見える化することは特に難しいと考えますが、その中でも、LED化というのは、数値化することができ、かつ、広くあまねく参画を呼びかけることができる数少ない項目であります。

今後も、ゼロカーボンの取組を、全道の道民の皆様、事業者の皆様を巻き込んで、オール北海道での取組に育てていくために、一つ一つに集中して取り組んでいただきたいと思いますと強く求めて、私の質問を終わります。

○浅野貴博委員長 大越委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

中野渡志穂君。

○中野渡志穂委員 通告に従いまして、以下、経済部所管事項について伺います。

まず、北海道食の輸出拡大戦略についてであります。

本定例会の我が党の代表質問におきまして、ALPS処理水の海洋放出を契機に、中国が日本産水産物の輸入停止措置を行い、深刻な影響が懸念されていることを踏まえまして、輸出商品の品目の多様化や輸出先の多角化など、一つでも多くの国々への輸出拡大が必要であることを質問したところであります。知事は、関係機関などと連携を一層強化しながら、道産食品の海外販路拡大に向け、積極的に取り組んでいくと答弁をされました。

そこで、以下、伺います。

まず、中国の輸入停止措置に伴う戦略策定への影響についてであります。

今般の中国の輸入停止措置により、本道水産業に大きな影響が生じておりますが、道が現在策定を進めている輸出拡大戦略にどのように影響しているのか、伺います。

○浅野貴博委員長 食関連産業局長林優香君。

○林食関連産業局長 次期戦略への影響についてでございますが、今般の中国の輸入停止措置は、漁業をはじめ、加工流通に大きな影響が生じておりますほか、今後、食産業全体への影響が懸念されております。

道では、現在、特定の国や品目に偏らないリスク分散にも十分配慮した次期輸出拡大戦略の策定に向けて、国や業界の動きを注視しながら、慎重に検討を進めているところでございます。

○中野渡志穂委員 リスク分散を考えながら、次期戦略の策定を検討しているとの御答弁でございます。

では、輸出品目や対象国について伺ってまいります。

今回の問題をはじめとする様々なグローバルリスクに対応するためには、輸出品目の多様化や輸出先の多角化を進めていくべきと考えますが、次期戦略ではどのように進めていくのか、所見を伺います。

○浅野貴博委員長 食産業振興課長酒井和雄君。

○酒井食産業振興課長 グローバルリスクへの対応についてでございますが、リスク分散に向けては、水産物、農畜産物や加工食品ごとに主要品目を追加し、中国に次いで輸出実績の上位を占めますASEAN地域やEU、米国などにおける販路の拡充を図るなど、必要な検討を進めているところでございます。

○中野渡志穂委員 主要品目を追加して、ASEAN地域、EU、米国などへの販路拡充を進めていくとのことですので、よろしく願いいたします。

では、次に、関係機関との議論についてであります。

複雑な国際情勢の中で戦略を策定していくためには、庁内や関係機関と議論を深め、多くの意見やニーズを取り入れた戦略とすべきと考えますが、所見を伺います。

○酒井食産業振興課長 関係機関との議論についてでございますが、道では、次期輸出拡大戦略を策定するに当たって、庁内関係部局で構成します食の輸出拡大戦略推進本部のワーキンググループの中で、次期戦略の基本方針について議論を積み重ねてきました。

本年8月には、基本方針を、北海道商工業振興審議会や、国や経済団体などで構成します道産

【第2分科会 10月3日 第4号】

食品輸出拡大会議にお示しし、御意見をいただいております、こうした意見も踏まえて、現在、策定作業を進めているところでございます。

○中野渡志穂委員 分かりました。

では、続きまして、次期輸出拡大戦略の策定についてであります。

A L P S 処理水の海洋放出に伴う影響が十分に見通せない状況の中、道は、次期戦略をどのように策定していく考えなのか、所見を伺います。

○浅野貴博委員長 経済部食産業振興監仲野克彦君。

○仲野経済部食産業振興監 次期輸出拡大戦略についてでございますが、中国の輸入停止措置が本道の輸出環境に及ぼす影響は非常に大きく、道では、リスクの分散に十分配慮し、輸出品目や販路の拡大、付加価値向上などを内容とする次期輸出拡大戦略の策定に向けまして、目標とする水準や取組について慎重に検討しているところでございます。

道といたしましては、国や業界団体の動きはもとより、様々な品目の輸出への影響を見極めつつ、国やジェトロをはじめとする関係機関と緊密に連携しながら、品目の拡大や高付加価値化など、道産食品の輸出拡大に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 道産食品輸出拡大会議で意見を聞きながら策定を進めているとのことで、北海道食の輸出拡大戦略について伺ってまいりましたが、次期戦略を策定し、道産食品の輸出拡大に向けた積極的な取組を進めることは大変に重要なことと考えます。

この問題につきましては、知事のお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、観光振興についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、3年以上の長い期間、厳しい環境を余儀なくされてきた観光業界であります。現在は、こうした状況を乗り越え、道内外からの観光客が回復に向けて着実に動き出しており、観光事業者の皆様にとっても大いに期待されているものと考えます。

このような中、一層の観光振興を図っていく上での課題について、以下、伺ってまいります。

まず、宿泊業の人手不足についてであります。

宿泊業では、観光需要の回復に伴い、人手不足が顕著となっております。需要拡大の波を十分に受け止め切れていないという業界からの声も伺っております。

宿泊業の人手不足について、道としての認識と取組について伺います。

○浅野貴博委員長 観光地づくり担当課長新田清文君。

○新田観光地づくり担当課長 宿泊業の人手不足についてでございますが、コロナの5類移行や海外との直行便の再開などに伴い、回復基調にある観光需要を確実に取り込むためには、その受皿となる宿泊業の人手不足への対応が必要であると認識をしております。

このため、道におきましては、宿泊業をはじめとする観光関連産業を対象とした事業者向けの

セミナー、個別相談会や、北海道の観光産業への関心が高い移住希望者向けのセミナーなど、新規雇用や職場定着に向けた取組のほか、宿泊業の経営の省力化等に資する設備投資に対する緊急支援を行っているところでございます。

道といたしましては、今後も、宿泊事業者の皆様から人手不足の実態やニーズをお聞きしながら、関係機関と連携し、人材の確保につながる効果的な取組を進めてまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 緊急支援は、大変好評であったと伺っております。また、効果的な取組を進めるとのことですので、よろしく願いをいたします。

次に、アドベンチャートラベルについてであります。

さきの我が党からの一般質問において、今回、アジア初のリアル開催となったアドベンチャートラベルワールドサミットでは、体験ツアーや商談会等を通じ、本道の魅力が世界に発信され、国内外の観光関係者とのネットワークも構築され、成功裏に終了したとのことであります。

アドベンチャートラベルの推進により、今後、欧米等から高い品質を求めるアドベンチャートラベル旅行者の来道が見込まれるものと考えます。

受入れに向けた課題と解決に向けた取組について伺います。

○浅野貴博委員長 アドベンチャートラベル担当課長奥水昌明君。

○奥水アドベンチャートラベル担当課長 アドベンチャートラベルについてですが、今回のアドベンチャートラベルワールドサミットの開催を通じて、世界各国のAT関係者から大きな評価をいただくことができましたが、本道がアドベンチャートラベルの適地として高いレベルの品質を求めるAT旅行者のニーズに応えていくためには、国際的にも評価されるガイド人材の育成や確保、さらには、魅力ある商品を造成するツアーオペレーター確保等が重要になると認識しております。

このため、道では、本年7月から開始した北海道アドベンチャートラベルガイド認定制度の下で、認定ガイドに対する研修などにより、ガイド技能の向上を図るとともに、サミットの結果のフィードバックや商談会の開催等を通じまして、ツアーオペレーターの商品造成力の向上を図るなど、AT旅行者の受入れに必要な取組を進めてまいります。

○中野渡志穂委員 ガイドやツアーオペレーター育成や確保が課題であるとのことでありました。また、必要な取組を進めていくということですので、お願いをいたします。

次に、インバウンドの回復についてであります。

直近のデータでは、道内外からの観光客は、コロナ禍前の水準に戻ってきたところですが、インバウンドについては、中国をはじめとして、コロナ禍前の水準には至っていないものと承知しております。

インバウンドのさらなる回復に向け、今後どのような取組を行っていくのか、伺います。

○浅野貴博委員長 観光局長近藤広秋君。

○近藤観光局長 インバウンドのさらなる回復に向けた取組についてですが、新型コロナ

【第2分科会 10月3日 第4号】

ウイルス感染症に関する水際対策の終了に伴い、本道への国際線が順次再開され、先月27日には新千歳―上海便が約3年6か月ぶりに再開されるなど、現在までに、韓国や台湾など7か国から新千歳、旭川、函館空港への直行便が運航され、本道空港への入国外国人数は、直近の7月で約15万人、2019年同月と比較して約7割まで回復してきましたが、中国については、依然、回復が遅れている状況です。

道としては、インバウンド需要の回復の動きを一層確かなものにしていくため、観光振興機構や事業者の皆様などと連携しながら、アドベンチャートラベルワールドサミットで培った知見を生かしたハイエンドな旅行商品づくりや、戦略的なプロモーションを積極的に展開するなど、インバウンドのより一層の回復に努めてまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 では、次に、今後の展開についてであります。

観光需要の回復の動きを確かなものにするため、宿泊施設の人手不足解消や、アドベンチャートラベル旅行者の受入れに向けた課題の解決、インバウンドの回復に向けた取組の必要性などについてお伺いし、これまで答弁をいただきました。

こうした観点を踏まえまして、観光立国・北海道の再構築に向けて、今後どのように展開されるのか、伺います。

○浅野貴博委員長 経済部観光振興監榎信彦君。

○榎経済部観光振興監 今後の取組についてであります。本道観光が世界的な観光需要回復の波を確実に捉え、再び飛躍を遂げていくためには、コロナ禍を経て、一層、高度化、多様化するニーズを踏まえた取組を通じ、観光の高付加価値化を進め、観光消費の拡大につなげていくことが重要でございます。

このため、道では、先般開催されましたATWSの成果を踏まえ、アドベンチャートラベルの一層の普及拡大に取り組んでまいりますとともに、ワインや癒やし、豊かな食の魅力といった本道の強みに着目し、道内各地の観光資源を効果的に組み合わせた付加価値の高い観光地づくりを進めるほか、マーケティングに基づく戦略的なプロモーションを観光地づくりと一体的に展開していくなど、観光振興機構をはじめ、市町村や事業者の皆様と一層連携しながら、観光立国・北海道の再構築に向けた取組を進めてまいります。

以上です。

○中野渡志穂委員 ありがとうございます。

次に、再生可能エネルギーについてであります。

道では、ゼロカーボン北海道の実現を掲げておりますが、その実現に当たり、再生可能エネルギーの導入促進は重要な課題であるものと考えます。

そこで、以下、伺います。

まず、全国随一と言われる北海道の再エネ導入ポテンシャルではありますが、具体的にどの程度のポテンシャルがあるのか、伺います。

○浅野貴博委員長 新エネルギー担当課長岩崎法彦君。

○岩崎新エネルギー担当課長 再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについてであります、環境省の調査によりますと、北海道における再エネの導入ポテンシャルは、発電設備容量で、太陽光が約3億6100万キロワット、風力が陸上と着床式の洋上を合わせまして約3億5800万キロワット、中小水力が約87万キロワット、地熱が約222万キロワットとなっております。

なお、これらは、風況や日照といった自然条件や土地の用途などの制約を考慮したポテンシャルでありまして、送電線敷設や工事コストなどの事業性については考慮されておられません。

以上です。

○中野渡志穂委員 詳しい御答弁をありがとうございます。

では、次に、導入目標についてであります。

道では、省エネ・新エネ促進行動計画に基づき、普及を促進しているものと承知しておりますが、導入目標と達成状況について伺います。

○岩崎新エネルギー担当課長 新エネ導入の目標などについてであります、道の省エネ・新エネ促進行動計画では、太陽光、風力、地熱、バイオマス、3万キロワット以下の水力発電等の新エネルギーにつきまして、2030年度の導入量の目標値を発電電力量で204億5500万キロワットアワーとしており、2021年度の実績につきましては約111億2000万キロワットアワー、達成率については54.4%となっております。

以上です。

○中野渡志穂委員 既に54.4%の達成率とのことで、順調な様子を確認いたしました。

次に、再エネの導入実績とその活用についてであります。

道内における太陽光、風力、中小水力などの導入実績と、導入を進めるに当たってどのような課題があると考えているのか、伺います。

○浅野貴博委員長 ゼロカーボン産業担当局長川畑千君。

○川畑ゼロカーボン産業担当局長 再エネの導入実績などについてでございますが、道が取りまとめた道内の再エネの導入実績は、令和3年度の発電設備容量で、太陽光が220万キロワット、風力が59万キロワット、中小水力が85万キロワット、地熱が2万5000キロワットとなっております。

再エネ導入を進めるに当たっては、本道は、豊かな再エネ資源を有する一方で、電力系統の規模が小さく、再エネを接続するための空き容量が不足していること、また、再エネは、他のエネルギーと比較して発電コストが高くなることや、太陽光や風力では、季節や天候に左右され、発電量が一定しないこと、中小水力では、採算性や冬期間の凍結といった課題があると考えております。

○中野渡志穂委員 再エネ導入ポテンシャルが大きい一方で、電力系統など様々な課題もあるとのことでございます。

では、次に、再エネのさらなる導入拡大に向け、道として、今後どのように取り組んでいくの

か、伺います。

○浅野貴博委員長 経済部ゼロカーボン推進監今井太志君。

○今井経済部ゼロカーボン推進監 今後の取組についてでございますが、省エネ・新エネ促進行動計画におきましては、本道に豊富に賦存する新エネルギーを最大限に活用して、地産地消の展開や、エネルギー基地・北海道の確立に向けた基盤整備を図ることとしております。

道といたしましては、引き続き、地域が主体となって新エネを導入する取組につきまして、計画づくりから設備導入までの様々な段階に応じた支援を行いますほか、大規模な導入が期待できます洋上風力の開発を促進しますとともに、国に対し、域内の送電網の整備や北海道と本州を結ぶ海底直流送電の早期着工を求めていくなど、多様なエネルギー資源の効果的な活用を図り、ゼロカーボン北海道の実現につなげてまいります。

○中野渡志穂委員 よろしく願いいたします。

続きまして、物価高騰対策について伺います。

物価の高騰は長期化し、道民の生活や企業の経営環境は大変厳しい状況が続いております。

国では、9月26日に、岸田総理が5本の柱から成る総合経済対策について10月末をめどに取りまとめるよう関係閣僚に指示し、その中で、物価高騰対策についても検討されていくことになっているものと承知しております。

こうした国の物価高騰への対応について、どのように受け止めているのか、伺います。

○浅野貴博委員長 経済部次長兼経済企画局長佐藤秀行君。

○佐藤経済部次長兼経済企画局長 国の対応への受け止めについてでございますが、国では、今般、総合経済対策の柱立ての一つとして、足元の急激な物価高から国民生活を守るため、今後、燃料油価格や電気・ガス料金の激変緩和措置などを講ずるとの考えを示しているところでございます。

道の調査では、原油・原材料の価格高騰について、依然として9割を超える企業が、影響があると回答するなど、道民の皆様の暮らしや事業者の方々の経営は大変厳しい状況にある中、道としましては、これまでも物価高騰などに対する継続的な支援について国に要望してきたところでございまして、このたびの国の総合経済対策の具体的な検討の中で、道民の皆様や事業者の方々の負担の軽減につながる施策が盛り込まれることを期待しているところでございます。

以上です。

○中野渡志穂委員 分かりました。

では、最後に、今後の対応についてであります。

道は、これまでも、国の対策を踏まえ、経済対策を実施してきたものと承知しております。

積雪寒冷地である本道は、これから本格的な冬を迎えることとなるわけですが、道としても、道民の暮らしや経済をしっかりと守るため、国が検討している対策に連動した物価高騰対策を講じていく必要があるものと考えます。

今後、道としてどのように取り組んでいく考えなのか、所見を伺います。

○浅野貴博委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 物価高騰への今後の対応についてでございますが、今後、冬を迎える中で、エネルギーや原材料などの価格高騰が長期化し、大変厳しい状況にある中、社会経済活動を後押しし、道民の皆様のご生活や事業者の方々の経営を支えていくためには、影響の軽減に向け、適切に対応する必要があるものと認識しております。

道といたしましては、引き続き、価格高騰等経済対策の円滑かつ迅速な執行に努めますとともに、経済対策推進本部や各種調査を通じ、道民の皆様や事業者の方々の実情や支援ニーズなどを丁寧に把握しながら、国の総合経済対策の検討状況も踏まえ、物価やエネルギー価格高騰の影響から道民の皆様のご生活を守り、事業者の方々の負担が軽減されるよう、さらなる対応の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 物価高騰対策について伺ってまいりましたが、国の総合経済対策の動向などを踏まえ、今後、道として必要な施策を検討し取り組んでいくことは大変重要なことと考えます。

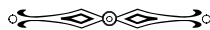
この問題につきましては、知事のお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどをよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○浅野貴博委員長 中野渡委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩



午前11時3分開議

○浅野貴博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

山根まさひろ君。

○山根まさひろ委員 通告に従いまして、質問させていただきます。

私からは、新税に特化しまして質問させていただきます。

この新税の議論は、コロナ禍前から始まりまして、コロナの感染とともに一度ストップしておりますが、2類から5類になってまた再開したと承知しておりますけれども、私は、この議論もちょっとスタートが遅かったのではないかという観点と、この議論はいつまでにどのようにまとめていくのかといった観点から、以下、質問していきたいというふうに思います。

まず、懇談会の役割などについて質問します。

懇談会が設置され議論が進んでいますが、まずは、この懇談会の設置までの経過を伺うとともに、また、懇談会の役割と権限についてお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 観光事業担当課長渡部泰明君。

○渡部観光事業担当課長 懇談会の役割などについてであります。道では、本年7月、観光振興を目的とする新税の検討を再開するに当たりまして、前回と同様、有識者をはじめ、観光に関わる幅広い方々の御意見を伺いながら、道の考え方を取りまとめていくため、懇談会を設置いたしました。

道としては、この懇談会における御議論や委員の皆様様の御意見を踏まえながら、道としての新税に関する考え方を取りまとめてまいります。

○山根まさひろ委員 答弁をいただきました。懇談会の意見を踏まえ、考え方を取りまとめることとありますが、179市町村を俯瞰する広域自治体としまして、あくまでも道が主体性を持つことが重要であると考えますが、懇談会の開催スケジュールと議論の内容等は、今後、どのように進捗し、結論として意見の取りまとめがあるのかないのか、また、そのような意見の取りまとめがあるならば、その時期をお伺いいたします。

○渡部観光事業担当課長 今後の懇談会の開催についてであります。懇談会については、年内に3回の開催を予定しており、今後の開催については、前回の懇談会や今定例会での御議論を踏まえ、道として必要な検討を進めながら、委員の皆様と日程調整を行ってまいります。

いずれにしても、新税に関する道の考え方については、懇談会での御議論などを踏まえるとともに、振興局や関係部局との連携を図りながら、道として取りまとめることとしております。

○山根まさひろ委員 次に、市町村との調整についてお伺いいたします。

新税の導入に当たっては、市町村と道による導入に向けた十分な協議を行うことが重要であると考えます。懇談会には、新税の導入を検討中及び導入済みの15市町村がオブザーバーとして参加するにとどまっておりますが、これらの市町村との早急な課題の整理が必要であると考えます。道の所見を伺います。

また、新税の導入を予定していない市町村への情報共有も必要と考えますが、どのように対応するのか、併せてお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 経済部次長兼誘客担当局長小田桐俊宏君。

○小田桐経済部次長兼誘客担当局長 市町村との調整についてであります。これまで、道では、税の検討を進めている市町村と、懇談会の開催に合わせ、協議の場を設けるとともに、個別の意見交換などを通じ、税の使途や税制度、相互の役割分担など、道の検討内容をお示しし、御意見を伺ってきたところであり、今後、こうした事項についてさらに検討を加えつつ、関係市町村からも具体的なお考えを示していただきながら、税の導入に必要な調整を行ってまいります。

また、税の検討を行っていない多くの市町村に対しても、これまでの道の検討状況などについて情報共有を図ってきており、今後、振興局の機能も活用しながら、意見交換の場を設けるなど、必要な対応を行ってまいります。

○山根まさひろ委員 次に、新税の必要性についてお伺いいたします。

第2回目の懇談会で示された「新税の考え方」では、新税の導入により想定される効果とし

て、来訪者の受入れを支える人材や施設などの地域構造の一層の充実強化や、北海道を旅行される方の安全、安心の向上などが示されております。

ここで示されている効果の実現に向け、特に人材の育成や確保について、道ではどのように取り組むつもりなのか、伺います。

また、アドベンチャートラベルワールドサミットの北海道開催により、今後、体験型観光が注目されている状況において、北海道を巡る旅行者の安全、安心の向上について、どのように取り組むのか、お伺いいたします。

○渡部観光事業担当課長 観光人材の育成などについてであります。高度化、多様化する観光ニーズに的確に対応していくためには、地域観光の司令塔となるDMOなどにおける専門人材の育成とともに、外国人材を含めた多様な人材の確保を図っていくことが重要であります。

また、アドベンチャートラベルをはじめとした体験型観光への関心が高まっている中、旅行者の高いニーズに応えながら、安全、安心を確保するためには、安全管理に精通した質の高いガイドの育成や旅行者の安全面に十分配慮したツアー商品の造成などが求められております。こうした視点からも、今後、税の使途についての検討をさらに深めてまいります。

○山根まさひろ委員 次に、使途の整理について伺ってまいります。

道が進めるゼロカーボン政策では、予算100億円が計上され、今後、その対応が具体的に進むと承知しております。

一方で、たたき台では、新税の使途の基本的な考え方として、「SDGs・脱炭素化など、社会的要請への対応」といった表現が見られますが、ゼロカーボン政策の取組と新税の使途をどのように整理するのか、お伺いをいたします。

○渡部観光事業担当課長 社会的要請への対応についてであります。今回のたたき台では、税の使途に関する基本的な考え方として、将来性・戦略性といった視点を掲げ、観光分野においても、SDGsや脱炭素化といった社会的要請に対応していくことが必要との考え方をお示しております。

道として進めるゼロカーボンは、幅広い分野において横断的に推進しているものであり、こうした観点も踏まえた新税の使途について、さらに検討を進めてまいります。

○山根まさひろ委員 続きまして、道の役割について伺ってまいります。

使途を検討するに当たっては、道と市町村がお互いの役割を理解した上で検討を進めることが重要であると考えますが、広域行政を担う道の役割について、具体的にどのようなことを想定しているのか、お伺いいたします。

○渡部観光事業担当課長 広域的な役割についてであります。税の使途については、道と市町村がそれぞれの行政需要や役割を踏まえて検討することが重要であり、広域自治体である道の役割を考慮いたしますと、北海道全域を対象とする施策、市町村の区域を超える広域的な施策、さらには、北海道全域に効果が及ぶモデル性の高い施策などを推進していく必要があるものと考えております。

【第2分科会 10月3日 第4号】

こうした視点に立って、市町村との具体的な役割分担について、さらに調整を進めてまいります。

○山根まさひろ委員 続きまして、危機対応力の強化について伺います。

たたき台では、「新税により重点的に進める施策の方向性」として、危機対応力の強化が示されております。私は、観光客の皆様を迎え入れるに当たり、危機対応力の強化は非常に重要なポイントであると考えております。

道として、危機対応力の強化についてどのように取り組むつもりなのか、お伺いをいたします。

○渡部観光事業担当課長 危機対応力の強化についてであります。感染症の蔓延や大災害など不測の事態が生じた際には、観光客の皆様の安全、安心を脅かすのみならず、観光需要の激減により、本道の社会経済に甚大な影響が懸念され、その最小化を図るためには、事前の備えが何より重要であります。

このため、新税の使途としては、緊急時に観光客の皆様の安全を確保するための情報発信機能やサポート体制を強化するとともに、観光需要を喚起するための集中対策に必要な財源を積み立てることなどを想定しております。

○山根まさひろ委員 大自然が残る本道における観光は、さらなる可能性を秘めております。その可能性の発展は、世界から注目が集まっています。

一方で、毎年繰り返される悲しい事故を少しでもゼロに近づけることが重要であると考えております。新たな発展を見せる本道観光業の安全対策を進めることが重要であることを指摘しておきます。

続きまして、宿泊施設の範囲についてお伺いいたします。

道が導入を予定している新税は、宿泊行為に対して課税し、宿泊施設が宿泊者から税を徴収する仕組みを想定していると認識しております。

一方で、近年においては、宿泊ニーズやその受皿であるという宿泊施設の形態も多様化している状況にあることから、道として、新税の対象となる宿泊施設の範囲をどのように想定するつもりなのか、お伺いいたします。

○渡部観光事業担当課長 宿泊行為の対象となる施設についてであります。宿泊行為に対し課税する場合、その対象となる施設の範囲については、コロナ禍以前の検討では、旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所、並びに、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅を対象としております。

今後、道としては、先行自治体の事例なども参考に、税の検討をしている市町村とも十分に調整しながら、課税対象となる宿泊施設の範囲を定めてまいります。

○山根まさひろ委員 再質問させていただきます。

住宅宿泊事業には多様な形態がありますが、例えば、イベント民泊等はどのように想定しているのか、また、町内会館等の公共施設での冠婚葬祭等でも宿泊行為が見られますが、どのような

想定をしているのか、お伺いいたします。

○**渡部観光事業担当課長** 宿泊施設の範囲についてであります。詳細については、先行自治体の例を参考としつつ、税の検討をしている市町村とも十分に調整を図りながら、課税対象となる具体的な範囲を定めてまいります。

○**山根まさひろ委員** 続きまして、課税の免除について伺います。

たたき台では、できる限り簡素な税制度とするため、非課税事項は極力設けない方向で検討するとされていますが、広域分散型の本道において、宿泊客の約4割が道民であるという事情や、教育旅行や学校行事での宿泊や、その生徒を引率する方々への配慮といった観点から、道独自の免除規定を設けるべきと考えますが、道の所見をお伺いいたします。

○**浅野貴博委員長** 経済部観光振興監榎信彦君。

○**榎経済部観光振興監** 課税免除についてであります。宿泊行為に対し課税する場合は、税の公平性の観点から、道民の皆様を課税の対象外とすることはできず、道内の宿泊施設を御利用された場合、道外の方々と同様、御負担をいただくこととなります。

また、教育旅行等に関する課税免除につきましては、コロナ禍以前の検討では、誘致の促進といった政策的配慮から非課税の対象とすることも想定されておりましたが、今回の懇談会で、簡素な税制度とするため、非課税事項は極力設けないことが望ましいといった御議論もございました。今後さらに検討を進めてまいります。

いずれにいたしましても、非課税事項につきましては、新税の検討を行っている市町村とも調整し、納税していただく方々にとって分かりやすい制度となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○**山根まさひろ委員** 答弁をいただきました。

道の考えとして、非課税事項は極力設けないことが望ましいとのことではあります。市町村が課税免除範囲を設定した場合の道の認識と、道が掲げる分かりやすい制度となるのか、お伺いいたします。

○**榎経済部観光振興監** 課税免除についての御質問でございますが、非課税事項につきましては、それぞれの自治体において御判断されるものであります。道といたしましては、納税していただく皆様や徴収事務を担っていただく宿泊事業者の方々にとって分かりやすい制度となるよう、関係市町村とできる限り調整をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**山根まさひろ委員** 続きまして、積立金についてお伺いいたします。

たたき台では、徴収した税を基金により管理し、感染症や災害等の不測の事態に対応するため、目標額に達するまで、毎年度、一定額を積立金として積み立てることとしていますが、積立金が目標額に達した以降の取扱いについてお伺いします。

また、不測の事態が発生した際には、国から支援金などが交付される場合がありますが、支援金などとのすみ分けについて、道の考えをお伺いいたします。

○小田桐経済部次長兼誘客担当局長 基金への積立てについてであります。積立金が目標額に達した場合には、以降の積立ては行わず、毎年度の事業に充てることを想定しております。

大災害など不測の事態が生じた場合には、その程度によって国費による支援が当然必要になると考えておりますが、道として一定の財源を確保しておくことで、機動的かつ主体的な対応が可能となり、影響の最小化につながるものと考えております。

○山根まさひろ委員 答弁をいただきましたが、この新税に対しましては、課税を検討している市町村との調整はもとより、非課税の市町村でも、道の課税対象の網かけとなるため、理解の醸成に努めていただき、目的税の縛りがある中、広域分散型の本道であり、観光目的ではない方々も対象となるため、その説明が必要であると考えております。

使途についても、本道を訪れる方々がその果実を実感できるような取組を進めていただくことを指摘いたします。

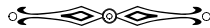
また、この質問に関しましては、知事へ直接聞きたいというふうに思いますので、委員長の取り計らいをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○浅野貴博委員長 山根委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩



午前11時24分開議

○浅野貴博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

中川浩利君。

○中川浩利委員 よろしく願いいたします。

通告に従いまして、順次伺います。

まず、物価高騰対策について、我が会派の同僚議員も代表質問で触れ、この予特でも様々な議論がありましたとおり、道がこれまで措置した事業の執行状況には、相当に大きなばらつきがございます。

執行率の低さや予算不足が生じた原因については、手続の煩雑さや想定を上回る申請があったとさっと答弁されておりましたけれども、道の制度設計自体を手続を申請する方に寄り添った簡易なものにするとか、あるいは、支援ニーズの的確な把握ができていれば、こうしたことは事前に防げたことだと思うわけであります。

そこで、これまで累次にわたり実施した物価高騰対策の経験や実績を踏まえ、申請手続方法の見直し、または、申請型からプッシュ型に変更するなどの改善をこれまで図ってきたのか、状況を伺います。

○浅野貴博委員長 経済企画課長佐藤正人君。

○佐藤経済企画課長 申請が必要な支援施策についてでございますが、道といたしましては、支援の対象となる方々により多く申請していただくため、新たに電子申請を導入し、手続の簡素化を図るとともに、申請が見込まれる方々をターゲットにしたSNSやメディアなどを活用した情報発信などに努めたところでございます。

また、低所得の子育て世帯を対象とした事業では、プッシュ型による給付を実施するなど、こうした対応を行うことにより、迅速かつ効果的な執行を図ってきたところでございます。

以上でございます。

○中川浩利委員 次に、経済対策推進本部等を通じた支援ニーズの把握が不十分で、今般、補正を組み直さざるを得なくなったことについて、これまでの答弁からは、私はあまり反省の色を見ることができないわけであります。

また、支援策自体、声の大きな業界団体の意見が反映されがちでありまして、道民に寄り添った施策が軽視をされているように感じるところであります。経済対策推進本部経由を主とするニーズ把握の方法は、この際、見直すこと、例えば、ウェブを通じたアンケート等もあり得るかと思えますけれども、道民や道内事業者の支援ニーズの把握を丁寧に行える新たな手法の構築について、道の所見を伺います。

○佐藤経済企画課長 施策の検討についてでございますが、道では、経済対策推進本部を通じた地域や事業者の方々の支援ニーズの把握に加え、各種経済指標や、四半期ごとに実施している全道の企業経営者を対象とした意識調査や、業界団体に対する業種別業況動向調査、さらには、振興局を通じて寄せられた市町村や企業などの景気動向や支援ニーズに対する生の声など、様々な手法によって地域や事業者の方々の実情把握に努めることにより、各般の支援策を講じてきたところであり、これにより、価格高騰による影響の緩和や需要喚起、事業継続意欲の向上につながってきたと考えているところでございます。

道といたしましては、こうした様々な手法により、地域や事業者の方々の声に真摯に耳を傾け、施策の検討につなげてまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 施策の検討というか、ニーズ把握の方法について検討してください。

次に、岸田首相は、先週、9月25日の記者会見で、10月中の策定を目指す新たな経済対策の五つの柱立てを公表し、翌26日に総合経済対策の策定を指示しましたが、以下、これを踏まえた道の対応について伺います。

まず、特別高圧電力利用事業者支援は、国の支援と同様に、本年1月から9月までの利用分が対象だったところ、予算の都合で、一部の事業者は3月利用分までにとどめるとしてありますが、これは、国の支援期間とのバランスを欠くほか、今回の補正予算における事業費追加により、9月まで支援されることとなる事業者との間で著しい不公平が生じます。

道の見込み違いによって予算が不足をしたから、支給の対象期間も対象者も変えます、さらに

【第2分科会 10月3日 第4号】

は、上限額も設けずというの、知事が自ら打ち出した政策について、満額の支援を期待していた皆さんや、予算を議決した我々議会への約束をも安易にほごにするものであります。

一方で、岸田首相は、経済対策策定の柱の一番手として、電気・ガス料金の激変緩和措置を講じるとし、地方向けの重点支援交付金の追加にも言及をしておりますが、この状況や経過を踏まえて、道として、改めて、当初の約束どおり、9月分までの満額支給を目指すのか、また、10月以降についても、同じく、道が国の支援の隙間を埋める形で独自に支援してきたLPガス利用者への支援を含めて継続するつもりなのか、あるいは、あくまで追加で交付される交付金の範囲内で制度設計を検討するのか、現時点での考えを伺います。

○浅野貴博委員長 中小企業課長菅野則彦君。

○菅野中小企業課長 特別高圧電力利用事業者緊急支援事業などについてであります。今定例会において提出した補正予算案においては、4月から9月分の支援金について、経営基盤が弱く、長引く物価高騰等の影響を大きく受け、特に厳しい経営状況にある中小・小規模事業者の方々に支援対象を重点化したものでございます。

支援金の受給に影響を受ける事業者の皆様には、丁寧な説明を行い、御理解をいただいたところでありますが、道としては、このたびの予算積算が結果として不足したことをしっかりと受け止め、正確な積算に努めるなど、事業を適切に執行してまいります。

なお、10月以降の支援につきましては、国の動向を踏まえ、その取扱いについて適切に対応してまいります。

○中川浩利委員 国の動向はあるかと思えますけれども、しっかりと今のうちから検討してください。

次に、国の新たな経済対策では、半導体分野への支援や企業減税などの報道が目立ち、ともすれば、物価対策よりも事業者支援に偏る、こうしたことを懸念しております。

低所得者向けの支援の検討について一部報道もありますが、現下の物価やエネルギー価格の高騰は、あらゆる品目、分野に及び、賃上げも物価上昇のスピードに追いつかず、世代を問わず影響を受けていることから、道民、道内事業者への支援ニーズは、多岐かつ広範にわたるというふうに想定しております。

だからこそ、道としてのターゲット設定が重要でありまして、国の動きを待つばかりでなく、先手を打って対象設定の考え方を整理し、経済対策推進本部で打ち出していくなどし、事前に広く議論できる環境を整えつつ、最大限、道民の納得が得られるように対策を行うべきだと考えますけれども、所見を伺います。

○浅野貴博委員長 経済部次長兼経済企画局長佐藤秀行君。

○佐藤経済部次長兼経済企画局長 物価高騰対策についてでございますが、道では、これまで、経済対策推進本部や各種調査などを通じて把握した地域や事業者の方々の実情やニーズを踏まえ、各部局において、分野、業種ごとに必要な対策を講じ、道民の皆様や事業者の方々の負担軽減に努めてきたところでございます。

今後、道として経済対策を検討する際には、経済対策推進本部を推進役として、地域の経済状況や支援ニーズなど、各部局間で業種、分野の枠を超えた幅広い情報の収集、共有を図り、道民の皆様や事業者の方々にとって必要性の高い施策の検討に結びつけられるよう取り組んでまいります。

以上です。

○中川浩利委員 次に、本道は、冬場にエネルギー消費量が増加し、また、道民の自動車への依存度も高いといった特有の地域事情がありまして、これらに鑑みますと、道民が安心して冬を迎えるための道独自の対策といったものが必須だと考えます。

岸田首相は、成長の成果である税収増を国民に適切に還元すべきだという考え方を示しておりますが、道においても、国の交付金の範囲にとどまらず、執行残や決算剰余の活用、当面活用予定のない基金の一部取崩しを含めた予算の組替えなどで、例えば、生活に困窮する方への福祉灯油の拡充を打ち出すなど、道が独自で差配できる対策を検討すべきであります。

道民の暮らしを守ると知事の公約にも書いておりますので、その点について物価対策を総括する経済部長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

○浅野貴博委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 物価高騰への今後の対応についてでございますが、エネルギーや原材料などの価格高騰が長期化し、本道経済の先行きが見通せない中、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営は大変厳しい状況にあり、今後、社会経済活動の回復を後押ししていくためには、影響の緩和に向け、適切に対応する必要があると認識しております。

道といたしましては、引き続き、支援を必要とする皆様に一日も早く支援をお届けできるよう、価格高騰等経済対策の円滑かつ迅速な執行に努めますとともに、経済対策推進本部や各種調査を通じ、道民の皆様、あるいは、事業者の方々の実情や支援ニーズなどをしっかりと把握しながら、国の総合経済対策の検討状況も踏まえ、道といたしましても、物価やエネルギー価格高騰の影響を受けている道民の皆様の生活を守り、事業者の方々の負担が軽減されるよう、さらなる対応の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 本件については、部長から御答弁がございましたけれども、知事にも直接お伺いしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、電通北海道による過請求について伺います。

道は、過請求に気づけなかったことに関して、業者側の不適切な行為により、結果として過請求を確認できなかったとしましたが、東京オリンピックなどをめぐる問題などで、まさに電通北海道の親会社の電通による各種の不正事案が発覚をし、世間を騒がせていたという時期であれば、道も、電通と電通北海道は別会社だからと悠長に構えずに、たとえ契約期間中であっても、委託業務の進捗状況、あるいは、勤務実態の点検確認をするなど、不適切な契約実態等を是正するきっかけはつくれたのではないかというふうに思います。

【第2分科会 10月3日 第4号】

委託してしまえば、あとは丸投げであっては、税金の使われ方として明らかに問題でありませぬ。どこかで立ち止まって、あるいは、振り返って、チェックをするタイミングがなかったのか、まず、道の所見を伺います。

○浅野貴博委員長 経済企画課参事佐藤匡法君。

○佐藤経済企画課参事 事業実績の確認などについてであります。道では、委託契約中におきましても、契約書に照らして適正にコールセンター業務が履行されているかを確認するため、毎日の入電と受電の状況を随時確認するとともに、オペレーター等の勤務実績の提出を求め、その内容を確認していたところであります。

こうした中、電通北海道がコールセンター業務を再委託したエグゼ社においては、各種単価の上乗せを行うなどの書類の改ざんを行った上で請求を続けるなど、不適切な行為を行っていたものであり、道としては、結果として過請求を確認できなかったものであります。

○中川浩利委員 今ありましたように、道のチェックといったものは、実績報告の内容の形式的な整合性のみの確認で、問題ないと判断をしております。

業者側の不正、あるいは、再委託、再々委託の不適切な行為を見抜けなかった理由がありましたけれども、経済部では、そもそもどのくらいの人数、あるいはどのような体制で事業者の実績報告等の書類を確認していたのでしょうか。

また、過請求があった新北海道スタイル普及啓発業務や飲食店感染症防止対策認証制度事業は、コロナ禍で緊急的に対応する必要が生じた特殊な事業であって、通常のチェック体制とは異なる面があったのか、併せて伺います。

○佐藤経済企画課参事 委託業務の完了検査等についてであります。道では、委託業務の終了後、電通北海道が構成員となっている受託者であるコンソーシアムから実績報告書の提出を受け、その内容が契約書に照らして適正に履行されたものであるかを確認するため、支出証拠書類のほか、コールセンター業務につきましては、オペレーター等の勤務実績一覧の提出を求め、その内容を確認したところであります。

なお、道の完了検査に際しましては、あらかじめ受託者に対し検査資料の準備を指示した上で行っており、担当する職員数等は、その事業内容や規模によって異なるものの、新北海道スタイル普及啓発業務では3名、飲食店感染症防止対策認証制度委託業務では4名の職員で、完了検査を実施したところであります。

○中川浩利委員 再委託に関わっては、我が会派の同僚議員が2年前の決特で改善を求めておりまして、それが特段の改善もなされずに今回の事案が発生したということで、これは道の怠慢じゃないかなというふうに思います。

また、書類等の改ざんに気づくことが困難であったとしても、周到に改ざんされていますので、分からなかったとしても、原則禁止の再委託あるいは再々委託については、ネガティブチェックぐらいはできたでしょうし、予算面で大きな事業であれば、なおさらチェック機能を最大限利かせて、再委託される可能性等も、性善説、性悪説ではありませんが、確認等を行う仕組みと

しておくべきだったというふうに思います。

道、とりわけ経済部は、経済活動全般を所管する立場でありますから、受託業者が再委託等を行うことは、経験上、違和感なく想定できたというふうに思いますし、かつ、先ほど述べた議会議論における指摘事項を放置した結果、電通北海道における不適切な再委託、あるいは、本来あり得ない再々委託などを防げなかった、この道の責任は重大だというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○浅野貴博委員長 経済企画局次長石丸幸夫君。

○石丸経済企画局次長 再委託等についてであります。道の業務委託事務取扱要綱において、業務の全部または主要部分を再委託する場合は、これを認めないこととしているものの、受託者の総合的な管理や指導が及ぶ場合など、一定の要件を満たした場合にのみ、これを認める取扱いとしており、また、再々委託については、基本的に想定していないところであります。

電通北海道では、今回の事案に関して、エグゼ社が外部のコールセンター事業者に業務を再々委託していたことにつきましては承知していなかったとしており、さらに、再委託の承認手続を怠った理由については、手続が必要なことは承知していたが、多忙のため失念していたと説明しているものの、道といたしましては、道の承諾なしに再委託を行い、加えて、想定していない再々委託を行ったことは、契約違反に当たる極めて遺憾で不適切な行為であると認識しております。

○中川浩利委員 道の責任については一切触れていないわけでありまして、これは知事に聞きます。

道では、今回の事案を受けて、電通北海道を6か月間、電通プロモーションエグゼを12か月間の指名停止処分としたところであります。電通北海道の対応も含めて、いずれも悪質であるにもかかわらず、両者に期間の差が生じております。

この差については、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領上の取扱いも含めて、別途、保健福祉部や出納局に対しても同僚議員から見解を伺っておりますが、実際の調査や対応に当たった経済部としてどのように判断したのか、伺います。

○佐藤経済企画課参事 指名停止等の期間などについてであります。電通北海道に対しましては、一部の業務の再委託の承認手続がなされていなかったことや、基本的に想定していない再々委託を行っていた上、エグゼ社から提出された実績報告や請求内容について、精査、確認を行わないまま道に報告したことが過請求につながったことなどから、経済部としましては、指名停止事務処理要領の別表の規定に基づき、管理監督の過失の程度が大きい事案であるとの認識の下、最も期間の長い6か月間、指名停止の措置が適当であると考え、競争入札参加者審査委員会に競争入札参加指名停止内申書を提出し、審議を経て、その旨の決定がなされたところであります。

一方、エグゼ社は、無断で再委託を行っていた上、意図的にオペレーター等の勤務実績などの改ざんや各種経費の上乗せなど、不適切な行為を行っていたことを確認したことから、当部としましては、同要領の別表の規定に基づき、極めて悪質性が高い事案であるとの認識の下、最も期

【第2分科会 10月3日 第4号】

間の長い12か月間、契約の相手方としない措置が適当であると考え、同審査委員会の審議を経て、その旨が決定されたところであります。

○中川浩利委員 判断理由は分かりました。

実際に勤務実績を改ざんするなどした電通プロモーションエグゼは、これは悪質性からいってももちろんでありますし、その委託元である電通北海道を含めて、道として刑事告訴も辞さない毅然とした姿勢と対応が必要だと考えますけれども、所見を伺います。

○石丸経済企画局次長 告発等の対応についてであります。道では、電通北海道の管理監督の過失の程度は大きいと判断し、また、エグゼ社の意図的な改ざんなどの不適切行為は、極めて悪質性が高い事案と判断したため、指名停止事務処理要領の別表の規定の下、それぞれ最も長い期間、指名停止等の措置をしたところでございます。

道といたしましては、今後、他の自治体の類する事案なども踏まえながら、関係機関とも協議し、告発等の必要性について検討してまいります。

○中川浩利委員 指名停止だけでは甘過ぎるというような様々な声がございまして、言われたように、しっかり検討していただきたいというふうに思いますけれども、それはもちろんとして、過請求分の返還というのは当然求め、その返還に伴う利息等についても請求するということではよろしいでしょうか。

○石丸経済企画局次長 告発等の対応についてであります。今後、関係機関とも協議の上、過請求額を確定するとともに、過請求額及び利息分の返還に向けた手続を進めてまいります。

○中川浩利委員 次に、道では、再発防止策として、出納局を中心に、業務の委託に係る留意事項の庁内周知、あるいは、事務処理手続の見直し、職員のスキルアップ等に取り組むとし、さらに、必要に応じた現地調査の実施など、従前の対応プラスアルファの作業を求められるなど、経済部をはじめ、そもそも人手不足の道庁各部で本当に実効性を担保できるのか、疑問もあります。

経済部として、今回の再発防止策に対応し、どう実効性を担保していくつもりなのか、部長の所見を伺います。

○中島経済部長 今後の対応についてでございます。今回の事案では、勤務実績が改ざんされるなどの不適切な行為により、結果として過請求を確認できなかったところでございます。

また、一部の業務におきましては、道の承認を受けない再委託のほか、基本的に想定していない再々委託が行われていたところであり、道といたしましては、受託者等の契約に関する理解や責任感の欠如が本事案の一因となったことを踏まえまして、その責任を明確にするため、業務委託事務取扱要綱に定める契約書の標準様式を見直し、再委託を受けた者の行為について、受託者が全ての責任を負うことを規定するなど、対応を行うこととしております。

道といたしましては、今後、改ざんなどの不適切行為が繰り返されることがないように、公的業務に関する基本的ルールや留意事項を受託者に周知するなど、事務処理手続の見直しを進めますほか、様々な階層の会計事務研修におきまして、契約事務の注意事項に関する講義の内容を充実

するなど、職員のスキルアップにも取り組むこととしており、再発防止に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 ただいま再発防止に関する部長の決意も伺いましたが、本件については、知事にも直接お伺いしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、観光需要喚起策についてであります。このたび、「HOKKAIDO LOVE! 割」の追加実施が唐突に決まったようではありますが、その決定に至るプロセスをまず教えていただきたいと思えます。

また、約16億円もの事業の実施を議会等への事前説明が全くない中で、一般質問で突如、知事が表明するという進め方については、財政民主主義の理念からも不適切だと考えますけれども、併せて所見を伺います。

○浅野貴博委員長 経済部観光振興監榎信彦君。

○榎経済部観光振興監 「HOKKAIDO LOVE! 割」についてであります。この事業は、コロナ禍で落ち込んだ観光需要を喚起することを目的といたしまして、国の補助金を活用し、昨年10月から本年7月まで実施してまいりました。

事業の終了後、精算に向けた手続を進める中で、8月15日に、国から、予算残額については、需要喚起の効果を最大限に発揮する観点から、事業の再開も含めた対応を取ることができる旨の事務連絡がございました。

これを受けまして、予算残額が確定いたしました9月20日より、事業の再開に向けた具体的な検討に着手をいたしまして、今後、閑散期を迎える本道の観光需要の喚起を図るため、10月20日より事業を再開することといたしましたが、そのためには、9月末までとなっている事務局との契約延長手続を速やかに行う必要があります。一般質問にお答えする形での表明となりましたことに御理解をいただきたいと存じております。

○中川浩利委員 御理解をいただきたいと言われても、御理解はちょっとできないですね。

9月20日に残額が決定したということで、9月末までには契約延長手続を行う必要があったって、日にちがありますよね。一体、どれだけの期間、何の検討をしたのですかという話です。

また、9月27日に一般質問で答えなくたって、9月30日まで残り2営業日ありますよね。いろいろ説明する時間はあったのじゃないですか。ちょっと乱暴な進め方じゃないかなというふうに私は思いますよ。

次に、改めて、本事業はどのような制度なのか、また、どの程度の方々の利用を想定し、経済効果等をどう見込んでいるのか、加えて、10月20日の追加実施以降、どの程度の期間、旅行割引を継続できると見込んでいるのか、併せて伺います。

○浅野貴博委員長 誘客推進担当課長大須賀康高君。

○大須賀誘客推進担当課長 事業実施の効果などについてでございますが、全国旅行支援は、新

【第2分科会 10月3日 第4号】

型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要を喚起するため、国の補助事業として昨年10月から各都道府県が実施主体となって実施してきたものでございます。

本道におきましては、国から期限として示されていた本年7月まで実施いたしまして、その間、延べ約790万人の方々に御利用いただき、一定の観光需要を維持していくことに大きく寄与したほか、クーポン券の利用等によりまして消費拡大に結びつくなど、地域経済への波及効果も大きかったものと考えております。

今回の追加実施におきましては、これまでの実績を踏まえますと、予算残額を消化した場合、延べ30万人程度の利用が見込まれますが、販売の終了時期を現時点で予測するのは難しく、いずれにいたしましても、期間内で予算残額を消化できるよう、販売事業者の方々とも連携いたしまして、効果的な広報等に努めてまいります。

○中川浩利委員 販売の終了時期が現時点でなかなか分からないというのは、そのとおりでしょう。

それで、これは、利用しようとする方々から見ると、全国旅行支援全体に言えるのですが、早い者勝ちで不公平だと。それから、ネットを使えない高齢者等からの不満もございます。言うなれば、情報格差による課題が様々あったというふうに思いますけれども、今般の事業はこれらをクリアできているのか、お伺いいたします。

○大須賀誘客推進担当課長 追加実施の事業内容などについてでございますが、「HOKKAIDO LOVE! 割」の実施に当たりましては、これまでも、問合せ先を広く周知いたしまして、利用を希望される皆様からの問合せにも丁寧に対応してきたところであり、期間中、延べ約790万人に上る多くの方々に御利用いただいたところでございます。

今回の追加実施におきましては、予算残額を活用した短期間の利用となり、その中で集中的な需要喚起につなげていく必要から、個人旅行につきましては、世代を問わずスマートフォンが普及している状況も踏まえまして、OTAによるオンライン販売のみとしておりますが、これまでと同様、利用方法の周知や問合せ等の対応をしっかりと行い、多くの皆様に御利用いただけるよう取り組んでまいります。

○中川浩利委員 なかなか課題がクリアされているというふうには受け止められませんね。スマホの世帯所有率が97%というふうにお伺いをいたしました。これをどう見るかですね。97%もあるからいいと見るのか、残りの3%の人をどうするのだというふうに考えるのか、僕は、後者で皆さんには考えていただきたい、しっかり対応できるようにしていただきたいというふうに思いますよ。

次に、他都府県の状況を見ると、現時点で確定的ではないものの、多くが執行残を返納しております。もちろん追加実施している県もあり、例えば、沖縄県は、9月1日にいち早く再開をし、現在は既に宿泊割引については販売が終了しているというふうにも聞いておりますけれども、道は、観光庁からの事務連絡が届いた8月15日以降、一体どのような準備をしてきたのでしょうか、お伺いいたします。

○大須賀誘客推進担当課長 これまでの検討状況についてでございますが、本道におきましては、昨年10月から本年4月まで実施した事業に参加した道内の宿泊施設は約1300施設、また、旅行会社は全国約3800社に上り、事業終了後、これらの事業者に配分していた予算の残額を確定するには、9月20日までの期間を要したところでございます。

予算残額の確定後、事業再開に必要となる事務局体制の継続の可能性や、関係する事業者の方々の意向などを把握しながら、追加実施の是非とともに、実施する場合の期間や内容などについて鋭意検討を行い、先般、再開する方向を固めたものでございます。

○中川浩利委員 次に、観光客等の方々を受け入れる宿泊事業者は、慢性的な人手不足であると、先ほど中野渡委員の質問にもありましたけれども、旅行需要を受け止められる体制になかなかないというふうに聞いています。

旅行割を再開するそうだけれども、受け入れる側の体制が人手不足で整っていない、その対策なしに、せっかく観光客を呼び込んでも、業界もお客様も不幸になるだけだ、宿泊・ホテル業界はどこも同じ状況ではないかというふうに、私は、札幌市内のホテルの営業担当の方からお伺いしております。

本事業の再開や事業の対象を決定するに当たり、観光事業者などの皆様からの意見をしっかり反映したのかどうか、あるいは、全くしなかったのか、確認をいたします。

○榎経済部観光振興監 宿泊事業者の方々の意向についてでございますが、現在、多くの宿泊施設においては、人手不足等により、繁忙期には稼働率を抑えざるを得ないなど、厳しい状況にあるものと認識しております。道では、業務の省力化に資する設備の導入への支援などを通じて、こうした課題への対応を図ってきているところでございます。

こうした中、本道は、秋口から閑散期を迎えることに加えまして、これから大きな伸びを期待していた中国人観光客の入り込みも不透明な状況にありますことから、道としては、人手不足等への対応を図りつつ、現下の需要回復の動きを確かなものにしていくことが重要と考えておりまして、事業の再開について、関係団体や事業者の皆様にも御意向をお聞きしたところ、早期に実施すべきというお声を多く頂いたところでございます。

道としては、こうした御意向も踏まえまして、「HOKKAIDO LOVE!割」の追加実施を行うこととしたものでございます。

以上です。

○中川浩利委員 いろいろ御説明がありましたけれども、予算を残してもったいないからやるのだという程度では困るのですよね。

ホテルの方から聞いたのですが、もともと北海道旅行を予定していた方が、この割引を聞きつけて、予約を一旦キャンセルして、安いから、もう一回、再度申し込むという事例があることについて、観光振興監は承知していますか。

人手不足で、ホテルなどは受入れのキャパが限られていると。8割とか7割ぐらいにしている中で、余計な負担だけをしょい込むことになるホテルが結構あります。こうしたことはやむを得

ないこととして、今回、実施をしたということなのかどうか、最後に確認させてください。

○**榎経済部観光振興監** 事業者の皆様からの御意向などについてでございますが、宿泊事業者の皆様とは、日頃の業務を通じまして、人手不足、あるいは資金繰りなどについて、大変厳しい状況をお聞かせいただいておりますけれども、一方で、これからの閑散期の需要の落ち込み、特に、インバウンドの主要国であった中国からの来道客の動きなどに大変強い懸念も持たれておりました、今回の事業の再開について御意向をお聞きした際にも、早期に実施してほしいといったお声が多く寄せられたところでございます。

以上でございます。

○**中川浩利委員** もう突っ込む時間がないので、本件については、観光振興監からも丁寧な御説明がありましたが、知事にも直接お伺いしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願ひし、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

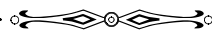
○**浅野貴博委員長** 中川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、経済部及び労働委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩



午後1時13分開議

○**山根まさひろ副委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 教育委員会所管審査

○**山根まさひろ副委員長** これより教育委員会所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

滝口直人君。

○**滝口直人委員** 通告に従いまして、順次質問させていただきます。

初めに、小学校における教科担任制についてであります。

小学校では、従来から、専科指導のための加配措置を活用した教科担任制が実施されていますが、国は、中教審の答申を踏まえ、教科の専門的指導や小中学校の円滑な接続、教員の負担軽減などを目的に、小学校高学年における教科担任制を推進するため、令和4年度から7年度までの4年間に全国で3800人程度の改善を行おうとしています。

令和3年の第4回定例会では、我が会派の同僚議員の質問に対し、道教委から、大規模校への配置に加え、小規模校でも複数の小学校を単位として実施するなど、地域や学校の実情に応じた教科担任制の円滑な実施に向け取り組む旨の答弁がございました。

道教委のこれまでの取組や今後の対応などについて、以下、伺います。

道内の公立小学校高学年における教科担任制の実施状況について伺うとともに、専科教員の配置状況についても併せて伺います。

○山根まさひろ副委員長 教育政策課長出分日向子君。

○出分教育政策課長 教科担任制の実施状況についてであります。札幌市を除く道内の公立小学校において、令和5年度は674校で教科担任制を実施しておりまして、うち、小学校高学年においては、第5学年は640校、第6学年は654校で実施をしているところでございます。

なお、実施の形態としましては、国の加配措置による専科教員の活用のほか、学級担任の専門性を生かした教科を互いに受け持つ授業交換、教員の専門性を生かした教科を学校間で連携し合う学校間連携、また、学級規模の大きい学校に対して既に配置されている学級担任以外の教員の活用など、様々となっております。

また、国の加配措置による専科教員の配置につきましては、519校に311人を配置しているところでございます。

○滝口直人委員 全道では専科教員を段階的に拡充しているとのことですが、これまでの取組によってどのような成果が見られるのか、また、どのような課題があると認識しているのか、併せて伺います。

○出分教育政策課長 教科担任制の成果及び課題についてであります。成果としては、配置校から、持ち時間の軽減による授業準備時間の確保や、業務の負担軽減などにつながることで、1人の児童に複数の教職員が関わることにより、多面的な児童理解、見取りが可能になること、教科の系統性、学年、小中学校のつながりを意識した教科指導を実施することが可能となることなどと聞いております。

一方、課題としましては、特に複数校を兼務する場合には、学級担任と専科教員との打合せ等の十分な時間の確保が難しいこと、また、教科等横断的なカリキュラムマネジメントを実施しやすい学級担任制の良さが損なわれる懸念があることなどがあると認識しております。

○滝口直人委員 広域で小規模校の多い本道では、他の小学校を兼務する専科教員も多くなっていますので、学級担任との連携や学校組織全体での取組が一層必要と考えますが、道教委ではどのように取り組んでいるのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 義務教育課長遠藤直俊君。

○遠藤義務教育課長 学級担任との連携などについてであります。教科担任制の実施に当たっては、学級担任と専科教員が相互に密接に連携できるような組織体制にする工夫や専科教員が複数の学校を兼務する学校間連携、さらに、専科指導の対象となる教科も増える中、より総合的な取組となることから、従前の実践での経験や成果を生かしつつ、一部の専科教員による取組とすることなく、学級担任をはじめ、全ての教職員により学校全体で組織として取り組むことが重要です。

このため、道教委では、全教職員が一つのチームとなって包括的な学校改善を図ることを目的

【第2分科会 10月3日 第4号】

とした、学校力向上に関する総合実践事業の中で、教科担任制による指導の充実を授業改善の一つとして位置づけ、そこで得られた学級担任との連携や組織的な取組により、授業の質の向上につながったなどの成果を好事例として周知するなどして、各学校において教科担任制が円滑に進むよう取り組んでおります。

○滝口直人委員 今後、専科教員の拡充に伴って、教科指導の専門性の担保及び向上することも重要と考えますが、道教委の取組について伺います。

○山根まさひろ副委員長 学校教育局長川端香代子君。

○川端学校教育局長 専科指導の専門性向上についてであります。専門性を担保するためには、専科教員が不断に指導力の向上に努める必要があります。道教委では、専科教員を対象とする研修会を教科ごとに実施し、大学教授や国の学力調査官等による各教科の指導のポイント等についての講義や参加者同士による効果的な指導の在り方等についての協議を通じて、自身の指導方法の改善に生かすことができるよう工夫しており、今後も、引き続き、実践的な研修の実施や研修内容の改善向上に努め、各学校における専科指導が適切に実施されるよう取り組んでまいります。

○滝口直人委員 国では、教科担任制の強化に向けて定数改善の前倒しを検討しているとも聞いています。教員不足が課題となっている中、今後、専科教員の拡充に伴い、さらなる有資格者の確保などが必要になります。

道教委としては、有資格者の確保を含め、教科担任制による小学校教育の一層の充実に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 教育部長北村英則君。

○北村教育部長 今後の対応についてであります。道教委では、専科教員のさらなる有資格者の確保に向けまして、国の加配要件や、市町村教育委員会、校長会からの意見などを参考に、外国語を除く教科において、当該教科の中学校及び高等学校の教員免許所有者に限定しておりました要件を次年度に向けて緩和し、過去に専科指導を3年程度実施していた教員、または、高学年の学級担任として3年程度の指導歴及び教科研究会等の活動歴等がある教員で、かつ、専科教員として適切であると市町村教育委員会が認めた者を有資格者に加えたところであります。

また、専科教員の専門性の向上を図るため、義務教育指導監などによる状況把握に努めながら、道教委主催の教科に係る研修を実施するとともに、教科担任制導入の促進に向け、その効果や加配の活用例をまとめた資料を各市町村教育委員会に周知しているところであります。

道教委といたしましては、今後においても、国の加配を活用するなどして専科教員の配置数を拡充していくこととしており、専科教員の増加に対応するため、研修の受講率を一層高めるほか、好事例の把握と周知に努めるなど、教科担任制の一層の充実に向けて取り組んでまいります。

○滝口直人委員 道教委では、これまで、小学校における教科担任については教員不足が課題となっている中、大規模校への教科担任の配置に加えて、小規模校であっても効果的に活用できる

よう、円滑な推進に向けて取り組んでこられたところでもありますので、これまでの取組をさらに充実させていただくとともに、国が、教科担任制の強化に向けて定数改善の見直しをする場合においても、専科教員の増加と教科担任制の一層の推進にしっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、生徒指導の充実についてであります。

昨年12月、国は、児童生徒に対する指導の在り方を示した教員用の手引書である生徒指導提要进行を改訂しました。生徒指導の意義や教育課程との関係、組織としての対応など、基本的な考え方と、いじめや不登校、自殺や体罰など、個別の事案への対応が記載されています。この中では、いわゆる不適切な指導について初めて事例を示したとのことでもあります。

道内の道立高校においても、不適切な指導が生徒の自殺の原因となったのではないかと訴訟で争われた事案も発生しており、こうした行為が行われることのないよう指導の徹底が求められます。

以下、生徒指導提要进行と教員の不適切な指導に関して伺います。

初めに、今回、国が改訂した生徒指導提要进行の概要について伺います。

○山根まさひろ副委員長 生徒指導・学校安全課長大槻直広君。

○大槻生徒指導・学校安全課長 生徒指導提要进行についてであります。文部科学省では、生徒指導の実践に際し、教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的、体系的な取組を進めることができるよう、学校・教職員向けの基本書として、生徒指導関係の様々な資料をまとめた生徒指導提要进行を平成22年に作成しました。

その後、一定の期間が経過する中で、近年、いじめ重大事態が増加傾向になるほか、いじめ防止対策推進法や、いわゆる義務教育機会確保法が成立するなど、生徒指導をめぐる状況が大きく変化したことから、昨年12月に改訂版を公表しました。

今般の改訂では、生徒指導の意義や組織体制について整理した上で、指導に当たっての基本的な考え方や留意すべき事項のほか、課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、児童生徒の発達を支えるような生徒指導の側面に着目し、その指導の在り方や考え方などについて示されております。

○滝口直人委員 生徒指導提要进行に新たに記載された不適切な指導について、どのような内容が示されているのか、伺います。

○大槻生徒指導・学校安全課長 生徒指導提要进行の内容についてであります。今般、改訂された生徒指導提要进行では、不適切な指導と考えられ得る例として、大声でどなる、物をたたく、投げるなどの威圧的、感情的な言動による指導、児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま、思い込みによる指導、組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導、殊さらに児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導、指導後に教室に一人にする、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない指導などが示されております。

○滝口直人委員 道教委としては、不適切な指導についてどのように認識しているのか、また、

【第2分科会 10月3日 第4号】

今回の生徒指導提要の改訂を受けてどのように対応するのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 生徒指導・学校安全担当局長伊藤伸一君。

○伊藤生徒指導・学校安全担当局長 不適切な指導についてであります。たとえば身体的な侵害や肉体的苦痛を与える行為でなくても、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感を高め、自信や意欲を喪失させるなど、精神的に追い詰めることにつながりかねず、こうした行為が不適切な指導であると認識しております。

道教委では、今後、各管内で例年実施しております生徒指導の研修会におきまして、教職員が不適切な指導についての理解を深められるよう、事例検討や協議等を行うほか、各学校におきましても、教職員間の連携により生徒指導の状況の自己点検を促すなどして、教職員による体罰や不適切な言動等が、部活動を含めた学校生活全体において、いかなる児童生徒に対しても決して許されないことについて教職員への意識づけを徹底してまいります。

○滝口直人委員 教員による不適切な指導が行われることのないよう、学校や教員に対して、改訂した生徒指導提要の趣旨の周知徹底を図っていくことが必要と考えますが、道教委としてはどのように対応していくのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 生徒指導の充実に向けた今後の対応についてでございますが、道教委では、全ての教職員が生徒指導提要の内容を確実に理解できるよう、提要のポイントを分かりやすくまとめるとともに、道内の学校で実際に起こった複数の事案を事例として掲載した指導資料を現在作成中であり、年内をめどに各学校に配付する予定でございます。

今後は、全ての教職員が、部活動を含めた学校生活全体において、体罰はもとより、不適切な指導を行うことがないよう、生徒指導提要の内容についての理解の徹底を図るとともに、指導資料を活用した校内研修などを通じて、チーム学校による生徒指導体制の確立を図り、生徒指導本来の目的である、児童生徒一人一人の個性の発見と、良さや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達を支えることが実現できるよう、市町村教育委員会や学校と一体となって取り組んでまいります。

○滝口直人委員 このたびの生徒指導提要の改訂を受けて、先ほど、生徒指導研修会において、教職員による体罰や不適切な言動がいかなる児童生徒に対しても許されないことについて、教職員への意識づけを徹底していくとの答弁がありました。

その徹底を図るには、教職員や専門スタッフ等の多職種で組織される学校がチームとして機能するよう、校長がリーダーシップを発揮できるような体制の整備や教職員一人一人が持てる力を出せる環境を整備していくことが必要と考えますので、しっかりとした取組をお願いいたします。

次に、道立青少年体験活動支援施設の利活用についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、学校行事の制限や市町村における社会教育事業等の中止、延期など、本道の教育活動に大きな影響を与えました。体験活動が子どもたちの成長にと

って必要不可欠であることは言うまでもありませんが、コロナ禍を経た今だからこそ、オンラインでは代替できない実体験の必要性が注目されており、寝食を共にしながら様々な体験ができるネイパルへの期待も大きいと考えます。

コロナ禍では、道立青少年体験活動支援施設、いわゆるネイパルも、休館や利用人数の制限などを余儀なくされたと聞いていますが、昨年度からは新たな指定管理期間がスタートしており、新規参入の指定管理者の運営状況も含め、直面する課題やその解決に向けた具体的な取組について伺います。

コロナ禍の前後でネイパルの利用状況はどのように推移しているのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 社会教育課長伊藤直人君。

○伊藤社会教育課長 ネイパルの利用状況の推移についてであります。平成30年度の施設利用者数は、6施設の合計で約19万1000人でありましたが、令和2年度は、コロナ禍における休館や宿泊定員の制限等により、平成30年度の約35%となる約6万6000人、令和4年度は、制限を全て解除し、通常運営に戻したものの、平成30年度の約51%となる約9万8000人とどまったところ です。

令和5年度については、宿泊研修などによる小中学校の利用がコロナ禍前の水準にほぼ戻ったことから、利用者数全体も徐々に回復する傾向にあります。社会教育団体など、学校以外の利用は以前の水準までには至っていない状況です。

○滝口直人委員 コロナ禍後の運営状況を踏まえ、道教委としてネイパルの直面する課題についてどのように認識しているのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 生涯学習推進局長村上由佳君。

○村上生涯学習推進局長 ネイパルの運営上の課題についてであります。体験活動に対するニーズの多様化やコロナ禍における外出動向の変容など、社会状況が変化している中、これまで以上に、地域や学校が抱える様々な教育課題や地域の方々のニーズを的確に把握し、社会の変化に対応した柔軟な施設運営を進めていくことが重要と認識しております。

道教委といたしましては、今後、ネイパルの持つ多様な体験活動の支援という教育機能を十分に発揮し、幅広い利用者層に活用していただけるよう、指定管理者や駐在職員と施設の目指す姿や運営に係る諸課題を共有し、創意工夫ある取組を一体となって進める必要があると考えております。

○滝口直人委員 新たな指定管理期間において、課題解決につなげるための運営体制についてどのように工夫をしているのか、伺います。

○伊藤社会教育課長 ネイパルの運営体制についてであります。道教委では、新たな指定管理期間がスタートした昨年度から、各施設の課題を積極的に解決したり、魅力をより引き出すための各種取組を企画、実施することを目的に、本庁職員の定期的な施設訪問やオンラインを活用した日常的な打合せによる課題の共有、駐在職員と指定管理者職員によるミーティングやワークショップ、スキルアップ研修等を実施し、チームとしての連携体制の強化を図っています。

【第2分科会 10月3日 第4号】

こうした取組により、例えば、これまでに、縄文やアイヌの文化に触れることのできる創作体験、特産物をモチーフとした独自の玉入れゲームなど、地域の教育資源を生かした新たなプログラムの開発や電子マネー決済の導入による利便性向上、職員個々の指導力向上などの成果が上がっているところであり、今年度は、これらに加え、全道6施設の情報交流の場を設け、取組の成果や課題を共有し、共通した課題の解決を図るなど、施設間のさらなる連携協力につなげていく考えであります。

○滝口直人委員 道内では、多くの学校が宿泊研修などでネイパルを利用していますが、こうした学校のニーズに対応するため、どのような取組を進めているのか、伺います。

○伊藤社会教育課長 学校教育への対応についてであります。ネイパルでは、本道の教育施策や、アンケートなどから得る学校ニーズ等を踏まえたプログラムの開発や施設運営の改善を図っており、その一つとして、独自の体験型防災教育プログラム「ネイパル防災A・P（アクティブ・プログラム）」を開発し、学校の宿泊研修や一日防災学校等への出前講座を進めております。

今年度は、これまでに、小中学校、高校、特別支援学校で合計74校がハザードマップラリーや防災の視点を盛り込んだ野外炊事、避難所運営体験などを実施したところであり、プログラムを活用した学校からは、児童が防災について考えるきっかけとなった、防災学習の事前指導に役立つなどの声が聞かれるなど、学習活動の支援につながっているものと認識しております。

また、ICTを活用した学習活動への対応として、施設内のWi-Fi環境やデジタル機器等の整備、事前学習用のプログラム説明動画の提供など、学校の教育ニーズに対応した支援の充実に努めているところです。

○滝口直人委員 昨年度からスタートした指定管理期間では、新規に参入した指定管理者もありますが、その特徴的な取組について伺います。

○伊藤社会教育課長 指定管理者の取組についてであります。このたび、新たな指定管理者となったネイパル足寄及びネイパル厚岸の特徴的な取組として、ネイパル足寄では、コーヒー教室やトレイルランニング講座など、指定管理者職員のスキルを生かした成人向けの主催事業や、青少年のスポーツプログラムの実施に力を入れております。

また、ネイパル厚岸では、フィットネス経営のノウハウを活用したトレーニングジムを施設内に設置し、地域住民に提供するとともに、今年度からは、月2回のトレーニング講習会も開催するなど、住民の学びや健康づくりに貢献しているところです。

いずれの取組も、指定された事業者のスキルを十分に生かしたものであり、参加者、利用者から好評を得るなど、身近な教育施設としての理解が深まるとともに、施設の新たな魅力づくりにつながっているものと考えております。

○滝口直人委員 昨年9月の文教委員会において、今後のネイパルの在り方について、有識者を含めた運営方針検討会議で協議していく旨の御答弁がありましたが、その進捗状況と今後の進め方について伺います。

○村上生涯学習推進局長 運営方針検討会議についてであります。道教委では、今後の持続的、安定的なネイパルの運営の在り方を検討するネイパル運営方針検討会議を本年3月に立ち上げ、これまでに2回開催しています。

検討会議では、ネイパルの設置目的や指定管理者制度による運営状況等の情報を共有し、公立学校の宿泊研修の実施状況等も踏まえながら、これまでの取組の成果と課題を明らかにするとともに、今後のネイパルに求められる機能や役割について、公共政策などの有識者から成る構成員の意見を聴取したところです。

今後、引き続き、ネイパルが果たすべき役割や次期公募を見据えた運営に関する評価の観点等について意見をいただきながら協議を重ね、来年度にも運営方針案を取りまとめる予定です。

○滝口直人委員 学校教育への対応だけでなく、社会教育施設として、より多くの道民の方々に活用されることが重要と考えますが、国立大雪青少年交流の家や日高青少年自然の家をはじめ、市町村の施設等との連携も含め、道教委としては今後どのように対応していくのか、伺います。

○北村教育部長 今後のネイパルの利活用についてであります。ネイパルは、集団での宿泊活動や自然体験、生活・文化体験などを通して、青少年をはじめ、様々な年代の方の学びを支援する役割を担っております。

このため、道教委では、これまで、国、道、市町村等の青少年教育施設で構成する北海道青少年教育施設協議会と連携しながら、研修などを通じた職員のスキルアップや本道の子どもたちの体験活動の充実と機運醸成に取り組むほか、研修や会議、合宿、家族の触れ合いなど、青少年に限らず、道民の多様な目的に応じた利用を促進してきたところでございます。

今後は、より多くの道民の皆様がネイパルを活用していただき、様々な世代が集い、学ぶ拠点となっていくことが重要でありますことから、地域と連携した生涯学習事業の充実やSNSを効果的に活用した情報発信、学習ニーズに対応した柔軟な施設運営などを、道教委と指定管理者、駐在職員の一層の連携協力により推進してまいります。

以上です。

○滝口直人委員 ただいま、様々な世代が集い、学ぶ拠点となっていくことが重要であることから、地域と連携した生涯学習事業の充実や学習ニーズに対応した柔軟な施設運営を道教委と指定管理者等が一層の連携協力により推進していくとの御答弁がありました。

小中学校の利用がコロナ禍前の水準に戻り、利用者数が回復傾向にはあるものの、学校以外の利用は戻っていない中であって、様々な学びを支援し、利活用者が求めるニーズを確実に把握するとともに、指定管理者制度のメリットである民間活用が発揮されることにより、ネイパルの学習施設や多目的施設としての利活用が促進されるよう、しっかりとした取組をお願いいたします。

次に、学びの機会の充実についてであります。

令和5年第1回定例会では、我が会派の同僚議員から、人生100年時代を迎え、生涯学習の機会が重要であることや本道の義務教育未修了者が全国最多であること、不登校児童生徒が増加し

【第2分科会 10月3日 第4号】

ていることなどを踏まえた学びの機会の保障について伺い、教育長からは、ICTを効果的に活用した様々な学びの充実に取り組む旨の御答弁があったところであります。

また、技術革新の進展等から、誰もが幾つになっても新たなチャレンジができるよう、社会人の学び直しやリカレント教育等の充実が求められています。

高校中退者や若年無業者等の社会的自立に向けた支援策の一つである高等学校卒業程度認定試験について、令和3年第4回定例会では、高等学校卒業程度の学力を身につけるための学習相談や学習支援等の取組の充実など、何度でも学び直しや新たなチャレンジができるよう支援に努めるとの御答弁があったところであります。

こうした学びの機会の充実や学び直しの支援に向けて、今年度の事業も含め、道教委のこれまでの実践や今後の取組について、以下、伺います。

初めに、道民カレッジについてであります。

道教委は、20年以上にわたり実施している道民カレッジ事業について、道民のニーズに対応した見直しを含め、一層の学習機会の充実を図っていると聞いていますが、今年度はどのような取組を進めているのか、伺います。

○伊藤社会教育課長 道民カレッジ事業についてでございますが、今年度は、道民カレッジ・デジタル活用講座として、インターネット利用の基本やSNSの活用方法、ネット犯罪について学ぶ教室の開催や、ICTを学んでいる学生を講師とした、高齢者が若者から学ぶ教室を開催するなど、暮らしをより便利に楽しくするためのデジタル活用について学ぶ機会を設けております。

また、道民カレッジ・インターネット講座として、SDGsに関する講義のユーチューブ配信や不登校の現状について学ぶ講座を開設するなど、多様なニーズに対応した学習機会を提供しているところです。

今後も、引き続き、デジタルデバイドの解消など、現代的な課題を取上げた講座を実施するとともに、カレッジ生が利用しやすいよう、ホームページの改善を進めるなど、学習環境の充実を図ってまいります。

○滝口直人委員 道教委では、道内唯一の公立夜間中学である札幌市立星友館中学校を配信元に、昨年、オンライン授業の試行を行い、ICTを活用した学びの有効性や課題が明らかになってきたとのことでありましたが、その課題等を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

また、これまでも広域な本道の状況を踏まえた札幌以外への夜間中学の設置について検討を求めてきていますが、道教委の取組についても併せて伺います。

○川端学校教育局長 学びの機会の充実についてであります。道教委では、令和3年度に「夜間中学等に関する協議会ワーキンググループ」を設置し、主に遠隔教育を議題として検討を行ってきたところであり、昨年11月に、ICTを活用した授業の有効性を検証する目的でオンライン授業を試行実施し、受講者からは、習熟の程度など生徒の多様性に対応する手だてが必要などの意見が寄せられました。

今月実施を予定している2回目のオンライン授業では、前回に授業配信しました札幌の自主夜間中学に加え、釧路も会場とし、受講者の理解の状況等に応じたサポートを行いながら、ニーズの把握に努めるなどして、有効性を検証することとしております。

夜間中学の設置につきましては、自主夜間中学などの関係団体や学識経験者等で構成する「夜間中学等に関する協議会」において定期的に情報交換を行うなどして、広域な本道の特性に応じた札幌市以外の地域における夜間中学の設置の在り方など、学習機会の確保について継続して検討しているところです。

○滝口直人委員 夜間中学の設置による学習機会の確保については、関係市町との協議を重ねられていると思いますが、設置の在り方の議論を深め、検討を進めていただくようお願いします。

次に、道内における不登校児童生徒が増加傾向にある中、社会的な自立を目指し、個々の児童生徒の状況に応じて支援を行うことは喫緊の課題であります。誰一人取り残されない学びの保障に向け、道教委ではこれまでどのように取り組んできたのか、伺います。

○大槻生徒指導・学校安全課長 不登校児童生徒に関するこれまでの取組状況についてであります。不登校の児童生徒は年々増加し、本道においても、1000人当たりの不登校児童生徒数が全国平均を超えており、登校できない児童生徒に対して学びを保障することは重要です。

道教委では、学びの機会を確保するため、これまで、家庭と学校や、家庭と市町村の教育支援センターの間でのオンライン学習の促進や、児童生徒同士がオンラインで交流する機会の設定などの取組事例を市町村教育委員会に周知してきたほか、スクールカウンセラーによるオンライン相談の体制整備などを進めてきており、児童生徒の不安解消や担任等との信頼関係が構築できたとの声が寄せられております。

また、今般、国が示した、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策を基に、学習コンテンツや相談窓口、フリースクールの設置状況など、児童生徒や保護者が必要とする情報をまとめたポータルサイトを本年5月に開設し、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図っているところであります。

○滝口直人委員 今後の学びの機会の充実に関しては、生涯学習と学校教育それぞれの観点から、オンラインを効果的に活用し一体的に進めることで、学びの機会が一層充実していくことが期待できます。

今後、学びの機会の充実や道民の学び直しの支援にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

○山根まさひろ副委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 今後の取組についてであります。広域な本道において生涯にわたる学びの機会の提供や不登校児童生徒の学びを保障するという観点から、学校教育と社会教育が連携した取組を推進することは重要であり、引き続き、道民カレッジを通じて、年齢や居住地域などにかかわらず学ぶ機会が確保できるよう、多様なニーズに応じた学習プログラムの配信や夜間中学の学習内容を配信するなどの検討を進めてまいります。

【第2分科会 10月3日 第4号】

加えまして、道民の皆様の学び直しを支援するため、学校への不適應や経済的事情など様々な理由で高等学校を卒業できなかった方などのうち、高校卒業程度認定試験の受験を希望する方々に対しまして、今月から、オンラインを活用した学習相談や学習支援の有効性を検証する取組を試行するなどいたしまして、道民の皆様が豊かな人生を送ることができるよう、オンラインを効果的に活用した様々な学びの機会の充実に取り組んでまいります。

○滝口直人委員 ただいま、教育長より、道民カレッジを通じて学ぶ機会が確保できるよう、多様なニーズに応じた学習プログラムの配信や夜間中学の学習内容を配信するなどの検討を進めてまいるとの御答弁がございました。

オンラインを活用し、学習プログラムを配信することは多くの方々が求めていることでありますので、検討を加速化し、実施に向けて取組をしていただくようお願いします。

また、高校卒業程度認定試験の受験を希望する方々に対しての学習相談や学習支援の有効性を検証する試行については、早期に着手していただくことをお願いします。

私からは、学びの機会の充実について総論的な事項を伺ってまいりました。この後、特に不登校対策については、我が会派の同僚議員から質問がありますので、次の質問をさせていただきます。

医療的ケア児とその家族への支援についてであります。

広域な地域に学校が分散している本道において、日常生活を送る上で、たんの吸引や人工呼吸器による呼吸管理などの医療的ケアを受けることが不可欠である子どもが学校でしっかりと学び、また、保護者が安心して子育てができるよう、そうした医療的ケア児及びその家族への支援を進めていくためには、地域の実情を踏まえた取組を着実に進めていくことが重要と考えます。

道教委は、我が会派の同僚議員からの質問を踏まえ、昨年度、教育、医療、福祉の関係者及び保護者等を構成員とした、学校における医療的ケアに関する検討会議を設置し、その検討結果に基づき、今年度、医療的ケア児の保護者の負担軽減に向けた具体的な方策に取り組んでいると承知しております。

以下、道教委の取組の進捗や今後について伺います。

初めに、昨年度実施した検討会議においては、保護者の負担軽減に関してどのような検討結果が示されたのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 特別支援教育課長大畑明美君。

○大畑特別支援教育課長 医療的ケアに関する検討内容についてであります。道教委では、昨年8月に、特別支援学校関係者や市町村教育委員会、福祉関係者等を構成員とした、学校における医療的ケアに関する検討会議を設置し、計5回の協議を経て、本年2月に同検討会議から答申を受けたところです。

答申では、医療的ケア児への切れ目のない支援に関し、転入学後の引継ぎ期間等による保護者の付添期間の短縮、指導医による巡回相談やハンドブックの活用等の周知、また、医療的ケア児の学習機会の確保に向けた具体的な取組に関し、保護者負担の軽減のための通学保障、校外学習

での医療的ケアの実施体制の充実、看護師の専門性の向上などが示されたところです。

○**滝口直人委員** 道教委は、今年度、道立支援学校において、保護者の負担軽減に向けてどのような取組を行っているのか、その進捗状況についても伺います。

○**大畑特別支援教育課長** 保護者の負担軽減についてであります。道教委では、答申において示された、転入学後の引継ぎ期間等による保護者の付添期間の短縮に関し、保護者の負担軽減を図るため、道立学校における医療的ケア実施要綱の見直しに着手することとし、児童生徒の安全が確保されることを前提としつつ、医療的ケアを実施するための手続の弾力化を図ることについて、現在、検討を進めています。

また、保護者負担の軽減のための通学保障に関し、過日、医療的ケア児一人一人のニーズに応じた通学支援を行っている他府県の取組を視察したところであり、その結果を踏まえ、本道での実施について検証することとしており、こうした取組を通じ、医療的ケア児への支援や保護者の負担軽減について、引き続き検討を進めてまいります。

○**滝口直人委員** 令和3年9月に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケア児本人はもとより、その家族への支援の充実が求められている中、保護者が自身やきょうだいの体調不良時に通学の送迎を行っている場合や、宿泊を伴う学習に付き添っている場合もあると承知しております。

保護者の負担を軽減することは喫緊の課題であり、そのためには、これまでよりも多くの場面で看護師の支援が必要であると考えます。

こうしたことから、看護師の継続的な確保とともに、校内での日常的なケア以外においても、保護者の負担を軽減できる弾力的な支援体制を可能とするための方策を検討すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

○**倉本教育長** 今後の対応についてであります。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律では、学校の設置者は、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な支援を受けられるようにするため、看護師等の配置など必要な措置を講ずるものと定めております。

このため、道教委では、現在、医療的ケア児が在籍する全ての道立学校に看護師を配置いたしております。

今後は、保護者の方々のさらなる負担軽減に向け、日常の学校生活に加え、通学や校外活動等における支援も含めた包括的な医療的ケアに関する体制整備の実現に向け、市町村教育委員会や保健福祉部局などと連携をし、学校や地域の実情に応じた看護師の配置の在り方などについて多角的に検討を進め、医療的ケア児の教育的ニーズに応じた支援の充実やその家族の負担軽減が図られるよう取り組んでまいります。

○**滝口直人委員** ただいま、教育長より、医療的ケア児の教育的ニーズに応じた支援の充実やその家族の負担軽減が図られるよう取り組むとの御答弁がありました。

医療的ケア児が、医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ、適切に行われる教育に係る支援が受けられることが重要になっている中、個々の医療的ケア

【第2分科会 10月3日 第4号】

児とその家族が求める施策を推進することが求められていると考えます。

保護者の負担を軽減することについて様々な課題はありますが、きめ細やかな施策をスピード感を持って進めていただくことをお願いし、私の質問を終わります。

○山根まさひろ副委員長 滝口(直)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

小林千代美君。

○小林千代美委員 民主・道民連合の小林千代美です。

今の滝口(直)委員の質問とかなり重複するところもあるのですが、引き続き質問をさせていただきます。

先ほど医療的ケア児の道内の状況について答弁をいただきましたけれども、改めまして、今、道内で医療的ケアが必要な児童生徒の数、特別支援学校及び小・中・高等学校での数を伺います。

○山根まさひろ副委員長 特別支援教育課長大畑明美君。

○大畑特別支援教育課長 医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍状況についてであります、令和4年5月時点で、道立特別支援学校に324名、道立高等学校に1名、また、札幌市を除く道内の公立小中学校に54名が在籍しています。

○小林千代美委員 道教委が設置者となっている学校におきまして、看護師配置ができていますかどうかも併せて伺います。

○大畑特別支援教育課長 公立学校における看護師の配置状況についてであります、道教委では、毎年度、道立学校に対して、看護師配置希望数調査を実施し、医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍状況や、喀たん吸引や経管栄養などのケアの内容に応じて学校ごとの配置数を決定しており、現在は、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する全ての道立学校に看護師を配置しています。

○小林千代美委員 全ての学校に看護師が配置されているというふうに答弁をいただいたのですが、医療的ケアが必要な児童生徒が学校活動を行う上で、全てにおいて看護師が付き添っていただけるかどうかというのは、これはイコールにならないところもありまして、例えば、学校活動のそれぞれの場面において、登下校の部分、そして、通常の学校での授業などの学校生活、それから校外学習、さらには、修学旅行等、宿泊を伴う校外学習、こういう場面におきまして保護者の付添いの実態があるかどうか、その理由も併せて伺います。

また、保護者の付添いが必要な場合、その際にかかる経費はどのようになっているかも併せて伺います。

○山根まさひろ副委員長 特別支援教育担当局長堀籠康行君。

○堀籠特別支援教育担当局長 保護者の付添い状況についてであります、道立学校においては、基本的に学校生活への保護者の付添いを前提としていませんが、転入学後において、保護者と看護師との間で引継ぎに時間を要し、保護者の協力を得なければならない場合があるほか、校外学習や宿泊を伴う学習等において、看護師の配置数等により、校内外での複数の対応が困難である

ことなどによって、保護者の付添いが必要となる場合もあります。

また、道立特別支援学校に通う児童生徒の保護者の付添いの経費については、就学奨励費により、送迎のための交通費や宿泊を伴う校外学習等に係る旅費等の支援を行っております。

○小林千代美委員 学校に看護師が配置をされる場合、看護師との契約について、道教委の場合は看護師と直接、雇用契約をしているというふうに伺いました。場合によっては、例えば、地域の訪問看護ステーションと契約をしているというようなケースもあると思います。

道教委の場合、看護師との契約内容に、登下校、校外学習、宿泊を伴う校外学習なども含まれているのかどうか、伺います。

○大畑特別支援教育課長 看護師による医療的ケアについてであります。道教委が配置している看護師は、日常の学校生活における医療的ケアを担っており、看護師の配置数など学校の体制によっては、校外学習や宿泊を伴う学習に同行するケースもあります。

また、校外学習や宿泊を伴う学習の場合、看護師の配置数や勤務時間等の関係で、保護者の付添いが必要となるケースもあります。

○小林千代美委員 今まで質問してきたのですけれども、私は、道内の地教委が設置者となっている小中学校などの場合においてはどうかのだろうかということも実は質問したかったのです。

今、道教委が設置者となっている道立学校についての答弁をいただいたわけなのですけれども、それでは、道内の各地域における小中学校等では看護師の配置等はどうかになっているのか。

看護師が配置されているところは道教委さんも把握をされているようでしたけれども、実際に配置されていないところは把握されていないという話も伺いました。道内の市町村立学校では、看護師不足のため配置ができないという現実も聞いています。

看護師需要の動向を把握して、学校配置看護師の人材確保を、道教委としても知事部局と連携して行っていただきたいと思っておりますけれども、所見を伺います。

○山根まさひろ副委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 看護師の確保についてであります。道教委では、特別支援学校で培ってきたノウハウを生かし、小中学校に在籍している医療的ケア児への適切な対応や支援体制づくりについて市町村教育委員会や学校への指導助言に努めておりますほか、市町村教育委員会の職員を対象とした研修会において、医療的ケア児支援法の趣旨等の理解を図った上で、国の事業の活用による看護師の配置を働きかけてまいりました。

今後も、引き続き、知事部局と連携をしながら、医療的ケア児の受入れに関する課題や対応方法、看護師配置の在り方などについて検討を進め、医療的ケア児の自立と社会参加の促進に向けて小中学校における受入れ体制の充実に努めてまいります。

○小林千代美委員 重ねてお願いしたいところなのですけれども、実際に、私もある道内の自治体の小学校に通っている医療的ケアが必要な児童の関係者の方から要請を受けました。そこでは看護師は配置されているそうなのですけれども、看護師との契約に、宿泊を伴うような場合については入っていなかった。

【第2分科会 10月3日 第4号】

その自治体は、訪問看護ステーションと契約し、看護をお願いしていたらしいのですが、看護師不足の背景があって、宿泊までは対応できないというような話を伺いました。それで、結局、その児童は修学旅行を諦めざるを得なかった、こういう環境にあります。

法の趣旨を考えれば、道内のどこに住んでいても自身あるいは保護者の望む教育を受ける権利というのは持っているわけです。もちろん、地教委で設置されている市町村立の学校の責務としてやっていかなければいけないのですが、やはり、小さな自治体ですと、そこだけで看護師を賄い切るとするのはなかなか難しいところだと思います。

ぜひ、そこは、道がしっかりと連携を取っていただきまして、道内のどの地域に住んでいても望む教育を受けられる体制をしっかりとつくっていただきたいとお願いを申し上げ、再度お伺いしたいと思います。

○山本学校教育監 市町村等における看護師の確保についてでございますが、医療的ケア児支援法では、学校の設置者は、医療的ケア児が適切な支援を受けられるようにするため、看護師等の配置など必要な措置を講ずると定めておりまして、道教委といたしましては、今後も、引き続き、市町村教育委員会に対し、法の趣旨の理解を図った上で、医療的ケア児の教育的ニーズに応じた支援の充実や保護者の負担軽減が図られるよう、国の事業の活用による看護師の配置を働きかけてまいります。

○小林千代美委員 よろしく申し上げます。

終わります。

○山根まさひろ副委員長 小林(千)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

鶴羽芳代子君。

○鶴羽芳代子委員 私からは、まず、不登校対策について伺います。

不登校の児童生徒数が急増し、毎年、過去最高を更新し続けています。先ほどの滝口(直)委員の質問に対する答弁でもありましたが、道内でも、令和3年度は、公立の小中学校を合わせておよそ1万500人に上り、1000人当たりの割合も全国平均より高くなっています。

今定例会の我が会派の代表質問において、不登校対策について伺い、教育長からは、新たに不登校対策プランを策定し、各学校において不登校対策が徹底されるよう、市町村教育委員会と連携して取り組むと答弁がありました。

今後、道教委は不登校対策にどのように取り組んでいくのか、以下、伺います。

まず、ICTなどを活用した学習指導についてです。

不登校の児童生徒の支援については、登校はできなくても、一人一人の状況に応じた学習の保障が重要です。このため、自宅でICTを活用して学習をした際に出席扱いとするのかどうか、学校によって対応に差が生じることがないようにする必要がありますが、道教委ではICTを活用した学習指導の促進に向けてどのように取り組むのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 生徒指導・学校安全担当局長伊藤伸一君。

○伊藤生徒指導・学校安全担当局長 不登校児童生徒への学習指導についてであります。

教育段階における不登校児童生徒の指導要録上の出欠の取扱い等については、国の通知によりまして、訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること、校長は当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について十分把握できることなどの一定の要件を満たした上で、自宅においてICT等を活用した学習活動につきましても、可能な限り、指導要録上、出席扱いとするとともに、本人の進学等の意向等を考慮し、学習評価を行い、その結果を評定などの成績評価に反映することが望ましいとされております。

道教委では、不登校児童生徒への学習指導が適切に行われるよう、教職員のICT活用能力を高める研修の機会や内容の充実を通じましてICTによる学習指導の推進を図っているところであり、各学校において児童生徒のニーズに応じたオンライン学習等が一層促進されるよう取り組んでまいります。

○鶴羽芳代子委員 国は、2005年に、自宅学習や学校外で指導を受けても一定の要件を満たせば校長の判断で出席扱いにする通知を出し、4年前、2019年10月には、改めて、オンライン学習を出席扱いとして認めるよう通知を出しています。

では、どれぐらいの児童生徒が出席扱いになったのか。文科省が去年の10月に発表した令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果によりますと、ICTなどを活用して出席扱いになった児童生徒数は、全国で、私立も合わせて、小学校では4752人、中学校では6789人でした。これは、小学校で5.8%、中学校で4.2%が制度運用を受けられた計算になりますが、全体数を考えるとまだ少ないと感じます。学校だけではなく、保護者や児童生徒への周知もお願いいたします。

続きまして、校内の支援体制について伺います。

不登校の児童生徒に対するオンラインによる学習による機会の確保に当たっては、学級単位ではなく、学校全体で組織的に取組を推進すべきと考えますが、道教委の見解を伺います。

○山根まさひろ副委員長 生徒指導・学校安全課長大槻直広君。

○大槻生徒指導・学校安全課長 組織的な指導体制についてであります。不登校児童生徒への支援に当たっては、教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢を持ち、学校全体でチームとしての指導、援助を行う体制の充実を図ることが重要です。

道教委では、道内の小中学校等のうち、管理職や教員がICT学習支援のチームを組織し、支援計画を作成した上で、計画的に不登校児童生徒へのオンライン学習に取り組む事例を取りまとめ、各学校に周知してきておりまして、今後も、引き続き、各学校において組織的な支援体制が確立するよう、校長会議や研修会の機会を通じて理解促進を図ってまいります。

○鶴羽芳代子委員 目の前の児童生徒への授業で精いっぱいだという教員も大勢います。新任であったり、特別な配慮が必要な児童生徒もいます。ICTが苦手な教員もまだ一定程度おります。その中で、オンラインで授業を受けている児童生徒へどのように関わったらいいかを気遣いながら授業を進めるといのは、教員の負担が増すばかりです。

【第2分科会 10月3日 第4号】

先ほど、組織的な支援体制の確立という答弁をいただきました。道教委としての学校への支援を強くお願いいたします。

次に、フリースクールとの連携についてであります。

不登校の児童生徒の中には、地域にある民間のフリースクールを利用しているケースもあり、学校はフリースクールなどの施設と連携して取り組むことも重要と考えます。

出席扱いとするフリースクールの利用についても、学校によって差が生じることをないようにすることが必要です。学校とフリースクールとの連携が図られるよう、道教委では、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○伊藤生徒指導・学校安全担当局長 フリースクールとの連携についてであります。義務教育段階の不登校児童生徒がフリースクールなどの民間施設において相談、指導を受けている場合の出欠の取扱いにつきましては、国の通知により、当該施設に通所または入所して相談、指導を受ける場合を前提とすること、当該施設における学習の計画や内容が学校の教育課程に照らして適切と判断されることなどの一定の要件を満たした上で、当該施設における相談、指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう、個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は、指導要録上、出席扱いとすることができるとされております。

道教委といたしましては、今後も引き続き、学校と市町村教育委員会、民間のフリースクール等で構成いたします不登校に関する協議会におきまして、出欠の取扱いに関し、協議を深めるなどして、学校とフリースクールとのさらなる連携促進を図り、児童生徒が家庭の状況に応じた学習機会の確保などの取組を進めてまいります。

○鶴羽芳代子委員 フリースクールというのは、NPOや個人であったり、民間が運営していますので、全体把握が難しいと承知しておりますが、国は、児童生徒の学びの保障の場として重要な機関であると、その意義を認めています。ただ、不登校の児童生徒と保護者の中には、フリースクールに通うということは、学校に通えないマイナスイメージがあって後ろめたいという声も聞きます。経済的な負担もあります。

フリースクールについては、運営面はもちろんですが、心理面も含めて、よい環境への改善が必要と考えます。

次に、相談、指導や支援を受けていない児童生徒への対応についてです。

学校や学校以外の教育支援センターやフリースクールなどで相談や指導を受けていないという児童生徒が、令和3年度の調査では、小中学校それぞれで2割以上に上っています。

こうした児童生徒や保護者への相談窓口、支援施設などの情報提供といった対応が必要と考えますが、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○大槻生徒指導・学校安全課長 不登校児童生徒等への情報提供についてであります。道教委では、本年5月に、不登校に関する様々な情報を集約した不登校支援ポータルサイト、子ども向け、保護者向けを作成、公開したところであり、子ども向けでは、オンラインで学習することが

できるコンテンツ、保護者向けでは、道教委が開設している相談窓口やフリースクールなどの相談・指導施設等の情報などを掲載し、市町村教育委員会を通じて各学校に周知しております。

今後は、児童生徒や保護者のニーズにより一層応えられるよう、ポータルサイトを道教委の広報誌やSNSで周知するとともに、随時、内容を更新するなどして、きめ細かな情報提供に努めてまいります。

○鶴羽芳代子委員 児童生徒も保護者も信頼性がある情報を求めていますので、道教委が今年5月からポータルサイトを開設したことは高く評価できると思います。さらに加えて、フリースクールは都市部に集中しています。地方でもニーズがあるということを考えますと、掘り起こしも必要です。把握の調査も今後ぜひお願いしたいと思います。

次に、学びの多様化学校の設置状況についてです。

不登校の児童生徒への支援として、子どもたち個々の実態に配慮した特別な教育プログラムを編成して指導する学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校の設置が全国で進められています。

初めに、学びの多様化学校とはどのような特徴を持った学校なのか、また、学びの多様化学校の設置状況について伺います。

○大槻生徒指導・学校安全課長 学校の特徴についてであります。学びの多様化学校は、通常の学校の教育課程より総授業時数や教育内容を削減したり、少人数指導や習熟度別指導、個々の児童生徒の実態に即した柔軟な指導、支援等を行う学校であり、文部科学省では、これまで不登校特例校と呼称していましたが、より子どもたちの目線に立ったふさわしい名称とする観点から、全国の特例校に通う児童生徒や教職員に対し、新たな名称の募集を行い、本年8月から、学びの多様化学校としたものと承知しております。

学びの多様化学校は、令和5年4月現在、全国に24校設置されており、本道には、私立の中学校が1校、札幌市内に設置されております。

○鶴羽芳代子委員 国においては、学びの多様化学校について、今後、早期に全ての都道府県政令市に、将来的には、分教室型も含め、全国に300校の設置を目指していると承知していますが、道教委は今後どのように取り組むのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 学びの多様化学校の設置についてであります。不登校の児童生徒の教育機会の確保に向けては、教育支援センターやフリースクールなど、多様な場における支援が重要であり、このうち、学びの多様化学校は、国の調査研究において、児童生徒の実態に即した柔軟な指導支援などにより、基礎学力の定着や社会性の育成、自己肯定感の向上などの効果があるとされております。

道教委では、これまで、学校市町村教育委員会などで構成をする協議会において、道内にある私立の不登校特例校の教育実践を踏まえた意見交換を行いますとともに、道内外の学校の特色ある教育課程や教育実践などについて道教委が調査研究した資料を市町村教育委員会に提供してきており、今後は、国の動向を注視しつつ、市町村教育委員会からの設置に向けた相談への対応や

【第2分科会 10月3日 第4号】

市町村間の連絡調整などを積極的に行い、本道においても学びの多様化学校の設置に向けた検討が進むよう支援してまいります。

○鶴羽芳代子委員 ぜひお願いいたします。

それでは、不登校対策について、最後の質問です。

令和3年度の不登校児童生徒数は本道においても過去最高となっており、早急に実効性のある不登校対策を進めていく必要があります。

道教委は、今後、プランの策定を含め、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 不登校児童生徒への支援についてであります。不登校の児童生徒は年々増加をし、本道においても1000人当たりの不登校児童生徒数が全国の平均を超えており、道教委では、これまで、市町村の教育支援センターなどと連携した学習支援や1人1台端末を活用したオンライン学習の促進、スクールカウンセラーによるオンライン相談の体制整備、不登校特例校の調査研究成果の提供などを進めてきたほか、今般、国が示した不登校対策を基に、学習コンテンツや相談窓口、フリースクールなど、児童生徒や保護者の皆様が必要とする情報をまとめたポータルサイトを開設し、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実に努めてまいりました。

道教委といたしましては、今後、不登校により学びにアクセスできない子どもをゼロにすることを柱とした、北海道版不登校対策プランをできるだけ早期に策定し、全ての児童生徒の学びの場の確保に向け、各学校において不登校対策が徹底されるよう、市町村教育委員会と連携をし取り組んでまいります。

○鶴羽芳代子委員 早期にという答弁をありがとうございました。

不登校児童生徒は毎年増加していますので、大至急つくり上げていただきたい。また、学校に行きたくないという理由は様々ですが、自分のクラスに入りづらいというところから始まるケースが多いと思います。子どもたちにとって安全な場所をまずつくり、学びの場を確保することが急務です。

それから、不登校の理由として、半数近くが無気力と答えている、このようなアンケート結果は毎年続いています。なぜ不登校になったのか、理由が明確であれば、支援にも早く取り組めるとは思いますが、何となくでは様子を見ているうちに長期化してしまうケースも少なくありません。専門の支援を早く受けられるよう促すこと、こちらもぜひ併せてお願いいたします。

そのためにも、保護者との連携が必要です。不登校がこれだけ増えているということは、子どもたちにとって学校が安全な場所でなくなっているということは間違いありません。学校の見える化を通して、みんなが安心して学べる場所にするにも力を入れていただくことを併せてお願いいたします。

次に、アートギャラリー北海道について伺ってまいります。

去年、博物館法が改正され、今年4月1日に施行されました。博物館を社会教育施設として位置づけたこの法律は昭和26年に制定されましたが、法の制定から70年が経過し、博物館を取り

巻く環境は大きく変化してきました。

法律には、これまで、博物館が果たしてきた資料の収集、保管、展示、教育、調査研究という基本的な役割や機能を果たしながら、観光やまちづくりなどの活動と連携を図り、地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする明記されています。

美術館も博物館の一つではありますが、道教委でも、美術館、博物館相互の交流であるアートギャラリー北海道を実施しています。

そこで、幾つか伺います。

まず、平成30年度から実施しているアートギャラリー北海道とはどのようなものか、取組のコンセプトなどについて伺います。

○山根まさひろ副委員長 文化財・博物館課長菅野泰之君。

○菅野文化財・博物館課長 アートギャラリー北海道の事業の趣旨についてであります。道内には個性的で多様なコレクションを有する美術館が各地に多数あることから、こうした施設が所蔵作品を相互に紹介したり、PR活動や各種イベントの連携などを通じて多くの方々に文化芸術を紹介、発信することによって、美術館を行き交う人々が増え、北海道全体がアートの舞台となることを目指し、平成30年の北海道150年を契機としまして事業を開始したものでございます。

○鶴羽芳代子委員 御答弁をいただきましたが、北海道の命名150年のスタートに合わせてということで、記念事業の柱として、全道の高校生20名が北海道の未来をイメージして協力して縦2.1メートル、横3.6メートルの1枚の絵画を完成させたことは、メディアでも何回も紹介されましたので、私も印象に残っています。

スタートから6年目になりますが、アートギャラリー北海道ではこれまでどのような取組を行ってきたのか、伺います。

○菅野文化財・博物館課長 取組状況についてであります。道立美術館では、連携する美術館のコレクションを紹介する展覧会を開催し、多様な鑑賞機会の提供や連携館の相互割引を実施するとともに、ロゴマークやポスター、連携館マップ等の活用、ポータルサイトの開設などによる広報活動を行うなど、美術館ネットワークの充実に努めております。

また、道内の若手作家の作品を紹介する展覧会を三岸好太郎美術館で開催し、本道のアートを未来につないでいく取組も進めています。

さらに、昨年度から、アートギャラリー北海道月間を設定し、SNSを活用して情報発信を強化するとともに、今年度は、包括連携企業の協力を得たイベントを実施するなど、新たな取組も展開しているところでございます。

○鶴羽芳代子委員 博物館法には、博物館同士で資料を貸し借りしたり、職員が交流するなど、相互に連携を図りながら協力するよう求めるという内容が記されています。アートギャラリー北海道の取組はまさにこれに当たりますし、すばらしい事業だと思っておりますが、残念ながらあまり周知がされておられません。

道庁ロビーでのパネル展や道教委のホームページだけでは、広報活動が足りないのではないで

【第2分科会 10月3日 第4号】

しょうか。このままだと事業が先細って、いずれなくなってしまうのではないかとさえ危惧をしております。

道教委として、どのような課題があると認識をしているのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 生涯学習推進局長村上由佳君。

○村上生涯学習推進局長 事業の課題についてであります。昨年度、連携館に実施しましたアンケートでは、専門人材の不足や研修機会の確保、本事業による取組が来館者増につながっていないことなどが課題として挙げられています。

また、連携館における道立美術館の紹介展が近年実施されておらず、道立美術館においても規模を縮小して展覧会を実施するなど、相互のコレクションの紹介が十分進んでいない状況にあります。

こうした課題を踏まえまして、今後、道教委といたしましては、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信のほか、道立美術館の学芸員のノウハウを提供するなど、道立美術館と地域の美術館などのネットワークをより充実させ、連携を深めてまいりたいと考えております。

○鶴羽芳代子委員 コロナ禍において交流が制限された中でも、地道に歩みを止めずに取り組んできたと同っております。

美術館やギャラリーなどの交流を6年間行ってきた中で、この取組で、課題だけではなく、どのような効果があったと評価をしているのかも伺います。

○菅野文化財・博物館課長 事業の効果についてであります。連携館からは、メルマガやポータルサイトなどの積極的な広報活動やイベントなどを通じて、連携館はもとより、地域のPRにもつながっているとの意見が寄せられております。

また、アートギャラリー北海道の事業を契機として、ほかの美術館との協力関係の構築やこれまでにない展覧会やイベントの開催につながったとの評価もいただいているほか、開始当初は70館だった連携館が、現在は89館と着実に増えているところであり、さらなる連携館増を目指し、取組の充実を図ってまいります。

○鶴羽芳代子委員 6年で19館も増えたことは評価できると受け止められると思います。

最後に、道教委として、今後、アートギャラリー北海道をどのように展開していくのか、伺います。

○山根まさひろ副委員長 教育部長北村英則君。

○北村教育部長 今後の事業展開についてであります。北海道の芸術文化、観光振興の観点からも、個性的で多様なコレクションを収集、展示しております美術館の利用促進を図ることは重要でございます。

このため、道教委では、道立美術館と地域の美術館などとのネットワークをより充実させ、SNSやデジタル媒体を活用した効果的な情報発信を行うとともに、連携館のコレクションや道内の若手作家の作品を紹介する展覧会など、これまでの主要な取組に加えまして、アートギャラリー北海道をはじめ、作品の関心を高めるためのイベントや芸術体験活動などの多様な取組により

まして、芸術文化に触れる機会を一層充実し、道内の美術館全体の魅力の向上と利用促進を図りますとともに、地域のにぎわいの創出につなげてまいります。

○鶴羽芳代子委員 北海道は、これから観光に力を入れていくということは議会でも何度も取り上げられていますが、世界的な観光都市には必ずと言っていいほど美術館や博物館が存在していて、国内外から人を集める観光資源として確立をされています。

北海道各地にはすばらしい美術館や博物館、個性的なギャラリーが多数あり、観光資源となり得るにもかかわらず、あまり認知がされていません。

去年、おととしと観光会社が実施している美術館のランキングで2年連続日本一となっている石川県の金沢21世紀美術館や、四国の小さな島である直島が古民家をギャラリーにするなどしたところ、2003年まで年間5万人だった観光客が、2008年には30万人を超える観光客が訪れるようになった例など、道外ではアートツーリズムに成功した例も多数あります。美術館、博物館は、北海道の財産であります。地域の創生に必ず役に立つと確信をしております。

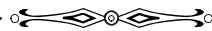
このような場所に皆様にもぜひ研修に行ってみていただきたいと思っておりますし、今後、例えば、経済部と連携して、アートギャラリー北海道のコンセプトでもある、北海道全体をアートの舞台に、訪れる人を増やし、地域のにぎわいの実現に力を入れていただくことを強く願って、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○山根まさひろ副委員長 鶴羽委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩



午後3時1分開議

○浅野貴博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

清水敬弘君。

○清水敬弘委員 それでは、私からも、教育長あるいは各セクションの課長、部長、教育監の皆様たちに、学校施設における冷房設備設置対策、並びに、本道における食育教育の推進対策などについて、順次質問させていただきたいと思っております。

まず、学校施設への冷房設備設置対策におきまして、冷房設備の設置状況について伺ってまいります。

本道の公立小中学校、高等学校あるいは特別支援学校における、教室別の冷房施設の設置状況について伺います。

○浅野貴博委員長 施設課長金田敦史君。

○金田施設課長 道内の公立学校における空調設備の整備状況についてであります。令和4年度の国の調査によりますと、学校における各教室、体育館等の室別の整備率は、普通教室につい

【第2分科会 10月3日 第4号】

ては、小中学校が16.5%、高等学校が0.7%、特別支援学校が6.5%となっております。

また、音楽室や理科室などの特別教室については、小中学校が7.5%、高等学校が7.3%、特別支援学校が13.2%となっております。

体育館等については、小中学校が2.3%、高等学校が0.4%、特別支援学校が2.2%となっております。

○清水敬弘委員 続きまして、熱中症対策についても併せて伺いたいと存じます。

今期初めて、北海道全域で、御案内のとおり、熱中症の警戒アラートが発令されました。

これまでの間、学校ではどのように熱中症対策を行ってきたのか、伺います。

○浅野貴博委員長 健康・体育課長今村隆之君。

○今村健康・体育課長 熱中症対策についてでございますが、道教委では、例年、全ての道立学校及び市町村教育委員会に対し、熱中症対策の徹底を求める通知を複数回発出するとともに、気温が30度を超える場合は、電子メールによる注意喚起を行っております。

また、本年度は、熱中症警戒アラートが発出されたときなどは臨時休業等を行うことが可能であることを通知し、熱中症事故の防止に向け、学校や地域の実情に応じて対応するよう促してまいりました。

各学校では、通知の内容等を踏まえ、熱中症事故の防止に向けた取組として、熱中症対策に係る危機管理マニュアルの見直し、ジャージなど軽装での登校、授業中の水分補給許可を含めた小まめな水分・塩分補給の指導、事前に暑さ指数等により危険度を把握した上での体育活動や部活動等の実施可否や活動内容変更、臨時休業や下校時間の繰上げなどの対応を講じてきたところでございます。

○清水敬弘委員 ただいま、両課長から、それぞれ設置状況は非常に極めて少ないながらも、ソフト面に対してはこれまでも全力を尽くしてきた旨の御答弁をいただきました。

しかしながら、御案内のとおり、近年、地球温暖化の影響と見られる異常気象による災害なども全世界規模で発生し、繰り返し御案内をいたしますが、気象の専門家あるいは国連などでは、地球温暖化を超え、地球沸騰化であるという表現を今年の夏から用いるようにもなりました。

また、国が設置しました「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」によりますと、この先の気候変動によって、本道の平均気温が仮に2度上昇した場合には、降雨量の変化倍数が1.15倍、4度の場合では1.4倍と、我が国の中で本道が最も影響を受ける地域であるということが報告されております。

一たび雨が降れば豪雨災害で、一たび照れば熱中症のおそれのある危険な暑さ、これは一過性の気象状況ではありません。れっきとした構造変化でございます。

このような渦中におきまして、札幌市も重い腰を上げたことは皆様も御承知のことと思えます。政令指定都市の札幌市におきまして、9月中旬に公表しましたアクションプラン2023の案において、秋元市長も記者会見いたしました。スポットエアコン並びにルームエアコンの設置時期、予算規模を示したところであります。

道教委におきましても、本道の熱中症対策における十分な財源確保、あるいは、地方負担軽減を図るための補助率の引上げ、並びに、各関連事業の採択の迅速化について、国への要請を強化するだけでなく、冷房設備の設置に関わる課題と今後どのように取り組んでいくつもりなのか、併せて見解を伺います。

○浅野貴博委員長 教育部長北村英則君。

○北村教育部長 空調設備の整備についてでございますが、学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場でございますことから、熱中症の防止はもとより、安全、安心で快適な教育環境の確保は重要であると考えており、長期、短期の視点に立って、ハード面からだけではなく、ソフト面からも気象状況の変化に応じた必要な対応を速やかに検討してまいります。

空調設備の整備につきましては、建築費の高騰や人手不足、学校運営に支障のない工事期間の十分な確保などの課題もありますが、これまでも国に要請してまいりました空調設備の整備に関する財政支援の拡充につきまして、知事部局や市町村と連携をし、改めて国に強く要望しますとともに、喫緊の課題として、国への支援策の要請とその活用を図りながら、各学校に可能な限り設置できるよう、速やかに検討を進めてまいります。

○清水敬弘委員 今ほど教育部長から御答弁いただきました。

具体の対策については皆さんもよく御存じなのだろうと思います。我が会派の代表質問あるいは一般質問に対しても、繰り返し教育長がお答えになりました。

私は、手稲区選出の道議会議員でございます。手稲養護学校の事例も交えて教育長が繰り返し御答弁をされたとおり、しっかりとロードマップ、あるいは、具体の時期をしっかりと示していただくことを強く指摘しておきたいと思っております。

続きまして、本道における食育教育の推進対策などについて質問いたします。

学校教育における食育教育の取組につきまして、多感な成長期にあります本道の子どもたちの健やかな人格形成に、学校教育と並び、食育教育の取組は大変重要であると考えています。

そのため、本道における食育教育の取組状況など、道教委の見解を伺います。

○今村健康・体育課長 食育に関する取組等についてでございますが、道教委では、これまで、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができますよう、食育の推進に中心的な役割を担う栄養教諭を小中学校と特別支援学校に配置し、学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導の充実を図ってまいりました。

また、学校全体で食育を推進する体制づくりをはじめ、地場産物の活用などに関する優れた実践事例をまとめた資料を全道の学校と教育委員会に配付してまいりましたほか、学校関係者等を対象とした研修会を開催するなど、学校、家庭、地域が連携した食育の推進に取り組んでまいりました。

○清水敬弘委員 続けて、学校教育などにおける道産食材の活用の推進状況についても伺います。

成長期の子どもたちへの安全、安心かつ十分な栄養バランスの取れた学校給食がいつの時代も

求められてまいりました。

例えば、何々町の学校給食に道産食材を用いたとの事例を含め、道教委として本道の学校給食における道産食材の活用の推進状況についても併せて伺います。

○今村健康・体育課長 学校給食における地場産物の活用についてでございますが、道教委では、農政部やJA北海道中央会と連携をし、栄養教諭を対象とする研修会において、地場産物の活用に関する内容を取り入れ、各学校において、地場産物の積極的な活用も含め、使用する食材が適切に選定されるよう指導助言をしてまいりました。

また、北海道学校給食会と連携をして、北海道学校給食コンクールを実施し、各地域で実施されている様々な地場産物を活用した特色ある献立を全道に広め、食事内容の充実、向上を図ってきてございまして、昨年度のコンクールでは、七飯町の「ななエゾシカハンバーグ」や大空町の「大空野菜の豚汁」などを表彰し、その献立を全道に周知するなどして、学校における地場産物の活用推進に努めてまいりました。

○清水敬弘委員 私自身、もともと農業団体の職員でありました。道内産の農畜産物の愛食運動、並びに、地産地消・旬産旬消運動の取組として、実際に食べ支え、買い支えていく食育教育は、成長期の子どもたちにとって大変意義のあるものであると私は考えております。

そのため、道教委としてどのような形で学校給食に取り入れていくのか、中長期的な見通しも含め、最後に見解を伺います。

○浅野貴博委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 食育の推進についてであります。道教委では、これまでも、様々な機会を活用し、地場産物の活用を学校給食関係者に働きかけてきておりまして、北海道教育推進計画にも、令和9年度に向けた目標指標として、学校給食における地場産物の使用率を示したところでございます。

学校給食に地場産物を取り入れ、食に関する指導の生きた教材として活用することは、子どもたちに、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、郷土を愛する心や食への感謝の念を育むとともに、新鮮で安全な食材を確保できるなど、食育の推進や安全、安心な学校給食を提供する上で意義があるものと考えておりまして、今後も、引き続き、学校全体で食育を推進する体制づくりや、学校、家庭、地域が連携して食育が推進されるよう、実践事例資料の配付や研修会における事例研究などに取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 御答弁いただきました。全く同じ気持ちでございます。

この先も、子どもたちの無限の可能性を人格形成から支えていく食育教育を共に推進していくことをお願い申し上げ、私の質問を終えたいと思います。

○浅野貴博委員長 清水(敬)委員の質疑並び質問は終了いたしました。

赤根広介君。

○赤根広介委員 お久しぶりでございます。

通告に従い、まず、教員の確保と働き方改革についてであります。

道教委は、9月29日に、2024年度の道内公立学校教員採用試験の結果を発表したわけでありませんが、まず、その内容と受け止めに伺います。

○浅野貴博委員長 教職員局長谷垣朗君。

○谷垣教職員局長 教員採用選考検査の結果についてでございますが、今年度を実施いたしました公立学校教員採用候補者選考検査につきましては、札幌市を除く北海道分の受検者は2839名、登録者は1182名でございます、受検倍率は2.4倍となっております。

昨年度と比べまして、受検者数、受検倍率ともに上昇いたしましたものの、小学校では倍率が1.5倍にとどまるなど、教員の確保に向けては全体として依然厳しい状況が続いており、追加募集の検討も含めて、引き続き、現下の状況の改善に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

○赤根広介委員 この間も、募集を幅広くということで様々な取組を行ってきていることも承知しております。少しずつそういった成果も現れているのかなと思うところであります。

次に、いわゆる潜在教員、あるいはペーパー教員の掘り起こしに向けた自治体の取組が活発化していることから、国でもこうした取組を支援するため、次年度の概算要求に関連経費を計上したと承知しておりますが、道教委では、こうした潜在教員の実態をどう把握し、掘り起こしにどう取り組んでいるのか、伺います。

○浅野貴博委員長 教職員課長立花博史君。

○立花教職員課長 潜在的な教員の人材についてでございますが、何らかの理由で教職を離れている方をはじめ、教員となり得る方は少なくないと考えており、これまでも、市町村や学校、PTAなどのほか、教員養成大学の協力も得ながら、こうした人材の把握に努めてきております。

あわせて、いわゆるペーパーティーチャー等を対象として、潜在的な教員希望者向けの説明会を実施し、教員の仕事の魅力ややりがいなどを伝え、不安の解消を図るなど、1人でも多くの方が教員を志願するための取組に加え、昨年度実施した選考検査からは、育児や介護を理由に退職した方々が大きな負担なく再度教員になることができるよう、退職教員特別選考を実施しております。

本年度、特別選考で採用した方は3名にとどまっておりますが、今後もこうした取組をさらに広く周知するなどして、潜在的な人材の発掘に努めてまいります。

○赤根広介委員 やっぱり、こうした方々がまた現場に戻ろうという思いになるためには、なかなかハードルが高い部分もあるかと思しますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

次に、いわゆる「後から免許」採用は、山口県に次いで、今年度からは埼玉県や福岡県などでも導入をされているわけでありまして。教育現場に民間の発想を取り入れる意味においても、有用との意見もありますが、この点、道教委の認識を伺います。

○立花教職員課長 社会人に対する教員採用選考検査についてでございますが、デジタル化やグローバル化の進展など、社会が大きく変化する中、均一的、硬直的とも言われる学校組織の柔軟

【第2分科会 10月3日 第4号】

性や多様性を高めることは、こうした変化に適切に対応していく上でも重要であり、加えて、教員不足への対応の観点からも、多様な経験を有する社会人を教員として採用することは意義のあることと考えております。

道教委では、これまでも、高等学校の商業や工業などの一部の教科について、社会人を対象とした特別選考を実施してきておりますが、今後、他都府県の取組なども参考にしながら、より多様な人材を確保するための方策について検討してまいります。

○赤根広介委員 道教委では、教員採用選考検査の1次検査の一部を半年前倒しして実施するとともに、大学3年生にも受検機会を設けるということではありますが、具体的な取組について伺います。

○立花教職員課長 教員採用選考検査についてでございますが、これまで、北海道教員採用選考検査は、6月に第1次検査として教養検査と専門検査を、8月には、第1次検査の合格者を対象に、第2次検査として面接検査と実技検査を行っておりまして、これらの従前の検査に加え、新たに本年12月に、大学3年生を含めた幅広い方を対象とした教養検査を実施することとしております。

この教養検査に合格した場合も、来年度、専門検査や面接検査などを受検する必要があり、検査回数が増えるなど、受検者の負担となる面もございますが、検査を分けることで、受検準備を分散できることや、仮に不合格の場合も、来年度に再度受検でき、受検機会が増えるなどのメリットもございます。

さらに、大学3年生を対象とすることで、より早期に教職を意識することになることも期待しており、より多くの方に本道の教員を目指していただけるよう、幅広く周知に努めてまいります。

○赤根広介委員 今議会でも、いわゆる学校現場の働き方改革については様々議論があったところでありまして、ICTを活用した校務の効率化、学校行事の見直し、そういったことに取り組んでいくというようなお話でございました。

そこで、今日は、管理職の働き方改革についてお伺いしたいと思います。

国の次年度の概算要求では、先ほど滝口委員からも議論がありました教科担任制につきましては、配置計画を1年前倒しして、2024年度で終了させるほか、教員の仕事をサポートする教員業務支援員の配置数を拡充、そしてさらに、厳しい勤務を強いられている管理職の負担を軽減するためとして、「副校長・教頭マネジメント支援員」制度を創設するとしているわけでありまして。

副校長、教頭をはじめとした管理職の成り手不足については、これまでも機を捉えて議論してきたところでありますが、改めて、本道における現状と要因をどう把握されているのか、伺います。

また、現時点におきましても、自治体が独自にこうした管理職の補佐役を配置しているケースがあるとも聞きますが、道内の配置状況についても併せて伺います。

○浅野貴博委員長 働き方改革担当課長中嶋英樹君。

○中嶋働き方改革担当課長 管理職の確保についてであります。本道では、教頭昇任希望者が減少傾向にあります。その背景には、各年度の採用者数の不均衡に起因する年齢構成の偏りにより、中堅層の職員が少ないことに加え、広範多岐にわたる業務対応の困難性や負担感、職責の重さのほか、ライフスタイルにおける価値観の変化や多様化などがあると考えています。

こうした中、東京都や大阪市など、一部の自治体においては、独自に副校長、教頭を支援するスタッフを配置し、各種調査の対応や校内巡視、来客対応など、業務の一部を担っているものと承知しています。

道教委では、これまで、学校に対する調査業務の見直しや簡素化のほか、スクールロイヤーによる法務相談などにより、教頭等の負担の軽減を図ってきておりますが、教頭業務を支援するための外部人材は配置していません。

○赤根広介委員 道教委では、現時点で外部人材を配置していないということですが、現状、副校長、教頭の在校時間が最も長いということは、これまでの調査結果でも明らかなわけがあります。

そうした意味におきましても、この新たな制度について、その有用性というものを道教委としてどう認識しているのか伺うとともに、配置に向けてどう取り組むのか、併せて伺います。

○谷垣教職員局長 副校長・教頭マネジメント支援員についてでございますが、国では、自治体独自の取組なども参考に、学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援する人材の配置を支援し、学校全体の運営改善を図るための経費を令和6年度の概算要求に盛り込んでいるものと承知しております。

道教委が実施いたしました教員勤務実態調査では、いずれの学校種においても、副校長、教頭の在校等時間が他の職種に比べて最も長く、特に、調査などの事務処理を負担に感じる者の割合が高くなっておりまして、教頭等を支援するスタッフの配置は、業務負担の軽減だけではなく、管理職の人材確保にも効果が期待できるものと考えております。

道教委といたしましては、他の自治体の取組や国の動向等を注視しながら、本道の学校現場の実情に即した外部人材の活用方策について検討してまいります。

○赤根広介委員 副校長等の管理職が疲弊していれば、当然、職場全体がよくなるわけでもありませんし、そうした管理職を見ていて、若い教員が現場に集まってくると私には思えないわけがあります。

今、いわゆる有用性について御答弁をいただきましたので、国の動向を待つまでもなく、例えば、今年度から試行的に道教委としても行う、ぜひそういった検討をしていただきたいと思います。重ねて所見を伺います。

○谷垣教職員局長 教頭等の負担軽減についてでございますが、働き方改革を進める上で最も多忙な副校長、教頭の負担軽減を図ることは重要であり、道教委といたしましては、校長会や教頭会とも意見交換しながら、教頭等の負担軽減に向け、より実効性のある取組について検討し、着手可能なものについては直ちに着手するとともに、他都府県の取組や国の支援員の配置に関する

動向なども注視しながら、本道の実情に即した外部人材の活用方策を検討してまいります。

○赤根広介委員 ぜひしっかりと検討を進めていただきたいと思ひますし、来年度からいきなり取り組もうとしてもなかなかスタートできない可能性もありますので、そういった意味で、試行的な取組というのにも視野に検討を進めていただきたいということを重ねて指摘させていただきます。

各自治体が教員確保に奔走する中、国においても、大学や民間企業と連携した教員人材の確保、教員養成大学の学部の機能強化など、遅まきながらも取組を始めていると承知しております。

そこで、教員の働き方改革の推進や質の高い教員の確保に向け、今後どのように取り組むのか、所見を伺います。

○浅野貴博委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 教員の確保と働き方改革に関しまして、今後の取組についてであります。全国的に教員不足が深刻化する中、国では、強い危機感を持って教員確保のための施策を展開されており、道教委としては、こうした動きに応えるだけでなく、様々な手だてを講じ、自らの課題として着実に教員の確保を図っていかねばならないと考えております。

これまで、教員採用選考検査の改善や、高校生、大学生への教職の魅力発信などによる志願者確保に向けた取組を行ってまいりましたが、こうした取組に加えまして、業務の改善や外部人材の活用などにより働き方改革を進め、活力と魅力ある職場づくりに努めてきており、今後は、こうした取組の一層の強化に加えまして、国の動向や他府県における取組なども参考にしながら、さらに効果的な取組を検討するなど、教員の確保に全力で取り組んでまいります。

○赤根広介委員 ぜひ、働き方改革と教員の確保を合わせて取り組んでいただきたいと思ひます。

私も、地元の明日中等教育学校のPTA会長も長く務めさせていただいて、学校現場を近くで見えてきたのですが、最近、コロナ禍もあってということもあるのかもしれませんが、働き方改革という錦の御旗の下に、本当にそこまで業務を削減していいのかなというようなところがあって、私としてはちょっと懸念する事案も散見されるわけでありまして。

例えば、児童生徒が長期休みの前に先生からもらう通知表の担任からの通信欄には、その学期の様子はどうであったかということがおおむね書いてあるのですが、そういったところまで働き方改革を推進する観点から記載しないこととする、これは学校の判断なのかもしれませんが、しかし、私も自分の子ども時代のことを思い出したとき、成績は数字で、国語は何ぼと出ますけれども、それよりも、やっぱり、先生が自分のことをその学期はどういうふうに見てくれたのかなと、そこを非常に楽しみにして、例えば、その先生のコメントを基に、長期休みをどういうふうに過ごそうかなとか、こんなことにチャレンジしてみようかなと思ひました。やっぱり、子どもの立場に立った働き方改革の視点というのをお忘れしないで取り組んでいただきたいと思ひます。それがいい悪いというのは別問題なのですが、ぜひ、そういう

視点は忘れずに取り組んでいただきたいことは、この際、指摘をさせていただきます。

次に、施設整備と熱中症対策についてであります。

先ほど清水委員からもございましたが、昨年9月の調査結果については私も承知をしております。この間、議会でも詳しく出ておりましたが、現状の設置が進んでいない要因というものをどう分析しているのか、改めて伺います。

○浅野貴博委員長 施設課長金田敦史君。

○金田施設課長 道内公立学校の空調設備整備状況についてであります。空調設備の整備が進んでいない主な要因といたしましては、本道は、他県等との比較において、これまで、夏季の平均気温が低いことなどから、限られた予算の中でほかの施設整備を優先してきたことによるものと考えております。

○赤根広介委員 こうした点につきましては、私も、令和3年第4回定例会の一般質問でも、当時、高校の普通教室の空調設置率は全国が87%だったことに対して、道立高校ではまだ設置されていないという状況でしたので、問題提起をしたところ、当時の教育長からは、新しい時代にふさわしい学校施設の整備に努めるという考えが示されましたが、この間、なかなかそれが進んでいないということだというふうに思います。

そこで、教室以外にも、多くの児童生徒が集い、地域によっては災害時等の避難場所となる体育館についてはどのような考え方で設置を進めてきたのか、今後の取組と併せて伺います。

○金田施設課長 体育館の空調設備の整備についてであります。体育館は、災害時に避難所としての活用が可能であり、現在、道立学校の173校が市町村から避難所指定を受けております。

このため、道教委では、これらの体育館において優先的に空調設備を整備することとし、本年度から、国の支援制度を活用して10校の空調設備の整備に着手しており、今後とも本制度の活用を検討してまいります。

○赤根広介委員 まだ173校中10校ということで、進んでいることは評価するわけでありませけれども、災害も頻発化しておりますので、着実に促進していただきたいと思います。

次に、学校施設に関連して、児童生徒が学校以外の日常生活の多くの時間を過ごす施設に寮などの寄宿舎があるわけでありませますが、こちらの空調設備の設置状況並びに今後の対応を伺います。

○浅野貴博委員長 総務政策局長伊賀治康君。

○伊賀総務政策局長 寄宿舎の空調設備の整備についてでございますが、現在、道立学校の寄宿舎に空調設備を整備しているところはございませんが、日中は授業のために寄宿舎を使用していない時間帯もあるほか、長期休業中は、児童生徒が自宅に帰省し利用しないなど、主に夏季の利用状況について精査が必要であることも踏まえ、他県状況なども把握しながら、寄宿舎に入所する児童生徒の快適な環境の確保に向けた方策の検討を進めてまいります。

○赤根広介委員 こちらも地元の話で恐縮なのですが、実は、この8月の猛暑の中、明日中等教育学校の明日館の寮では、隣の敷地に蜂の巣ができてしまって、今年は北海道全体も西胆振も

【第2分科会 10月3日 第4号】

過去にないぐらい蜂の巣ができてしまったという状況がありました。これも猛暑の影響かもしれませんが、そのため、あの猛暑の中、3週間近く、窓さえ開けないで子どもたちが過ごさなければいけないという状況を強いられたわけでありまして、本当に耐えられない状況だったというふうに思います。ぜひ、そういったことも含めて、今答弁いただいた快適な環境の確保について、明日中等教育学校は開校17年目で、20年ぐらいで大規模改修があると思いますので、そういったことを早めていただくことなども含めて整理していただきたいと思ひますし、引き続き注視をしてまいりたいというふうに思ひます。

次に、熱中症は命に関わる危険な病態であり、子どもたちが一日の大半を過ごす学習の場である学校におきまして様々な対策を講じてきたのは承知してはいますが、児童生徒の体力や体調というのは、特に年齢が小さければ小さいほどそれぞれ異なるため、安全、安心な学習・生活環境を確保するためには、熱中症警戒アラートが発令されていなくても、例えば、御家庭の判断で、登校させずに、オンライン授業で出席するなど、柔軟な対応も今後必要ではないかと考えるわけでありますが、この点、見解を伺ひます。

○浅野貴博委員長 学校教育局長川端香代子君。

○川端学校教育局長 オンライン授業の取扱いについてであります。国の通知では、非常時に、臨時休業または出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒については、登校できなかった日数は欠席日数として記録しないこととされており、その上で、オンラインを活用した学習を実施したと校長が認める場合には、指導に関する記録として記載することができるかとされております。

なお、この取扱ひは、非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合を含むとされておひまして、熱中症警戒アラート発出時はこれに当たります。

このため、出欠の取扱ひやオンライン学習の記録につきましては、家庭の判断のみで決定することは難しいですが、校長は、児童生徒や保護者の事情等を十分確認した上で判断することが大切であると考えておひます。

○赤根広介委員 非常に現場に丸投げ感の強い答弁と言わざるを得ないわけでありすが、これまで、コロナ禍を経て、例えば、ICTの活用、GIGAスクール構想についても随分議論させていただきましたが、もう大分進んでいるわけでありすが、これまでにない柔軟な発想での対応というのを考えていく必要があると私は思うのですよね。このまま現場に丸投げでは何も変わらないと思ひますよ。

改めて、道教委として、例えばガイドラインを作成するだとか、そういった対応が必要だと思ひますが、見解を伺ひます。

○川端学校教育局長 出席等の取扱いについてであります。アラート発出時の非常変災時等に欠席した場合の出欠の取扱ひやオンライン学習については校長が判断することとなっており、一方で、非常変災等以外の場合に関する取扱ひは示されておひませんが、いずれにしても、校長は

児童生徒の状況や保護者の事情等を十分確認することが大切であると考えており、こうした考え方を改めて周知してまいります。

○赤根広介委員 先ほどのフリースクールのオンライン出席の件などもそうですが、本当に時代はもう変わってきているわけでありまして、学校に行くことが全てではない、そういう視点で対応していただきたいということを強く求めたいと思います。

次に、長期休暇については北海道立学校管理規則で定められておりますが、他県と比べて6日程度短い状況であります。早急に見直すべきですが、所見を伺います。

○浅野貴博委員長 道立学校配置・制度担当課長手塚和貴君。

○手塚道立学校配置・制度担当課長 長期休業の期間についてであります。道立学校の場合、現在、北海道立学校管理規則におきまして、夏季休業が25日以内、冬季休業が25日以内、また、それらの総日数の範囲内でそれぞれの休業日の日数を変更できることと定めております。

本年度は、真夏日や猛暑日の増加に伴い、熱中症により緊急搬送される児童生徒が例年と比較して急増したことを踏まえまして、他県における長期休業期間の実情等を考慮した上で、夏季休業期間の延長等の弾力的な取扱いなどにつきまして、校長会等の関係団体と連携しながら早急に方向性を整理してまいります。

○赤根広介委員 これも、規則を幅広く柔軟にした上で、学校に周知すればいいだけの話だと私は思うのです。そんなに時間をかける話ではなくて、すぐに決めたらいいと思いますけれども、改めて見解を伺います。

○浅野貴博委員長 道立学校配置・制度担当局長齊藤順二君。

○齊藤道立学校配置・制度担当局長 長期休業期間についての改めての御質問でございます。

このことにつきましては、校長会と連携をいたしまして、各学校の実情を考慮した上で早急に方向性を整理してまいります。

○赤根広介委員 それで、空調設備の関係です。

これまでも国へ要請を繰り返していながら遅々として進んでいないわけではありますが、本気で整備を進めるため、どのように取り組むのか、所見を伺います。

○倉本教育長 今後の取組についてであります。学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であり、真夏日や猛暑日が増加傾向となるなど、近年の本道における夏季の気象状況を踏まえまして、空調設備の整備が重要と考え、財政支援の拡充について国に要望してまいりました。

こうした中、本年度は、これまでの状況とは異なり、学校の夏季休業期間終了後も真夏日が続いたほか、道内全域で熱中症警戒アラートが発令をされたことなどから、早急な対応が必要と考えておりまして、道教委といたしましては、喫緊の課題として改めて知事部局とも連携をし、国に支援策の要請を行い、その活用を図りながら、可能な限り設置できるよう速やかに検討を進めてまいります。

○赤根広介委員 ぜひ、今の答弁どおり、来年の夏にはできるだけ多くの空調設備の設置が既に

【第2分科会 10月3日 第4号】

完了しているという状況に持って行っていただきたいということを強く指摘いたします。

最後に、休み方改革についてであります。全国知事会では、柔軟な休暇取得などを求める休み方改革の提言をまとめ、そのPTには我々が鈴木知事も名を連ねておりますが、道教委では提言をどう認識しているか、伺います。

○浅野貴博委員長 教育政策課長出分日向子君。

○出分教育政策課長 提言に対する認識についてであります。本年6月に公表された、全国知事会による「「休み方改革」の推進に向けた提言」では、子どもと家族と一緒に休める環境や仕組みづくりなどについて、国、地方公共団体、経済団体、労働団体、教育関係団体等が、それぞれの役割分担の下、連携協力して取り組むこととされておまして、こうした提言を踏まえ、一部の自治体において、子どもと家族と一緒に休める環境づくりが行われているものと承知しております。

こうした取組は、休みの日に子どもと家族と一緒に出かけたり、ふだんできない体験ができる機会づくりにもつながると考えられますが、取組を推進する場合には、各学校や子ども、保護者だけでなく、経済団体や教育関係団体など、地域社会全体の理解を得る必要があるものと認識しております。

○赤根広介委員 まさに今御答弁いただいたように、様々な関係団体、地域全体の理解を得ていく、つまり、道庁、道教委としても全庁的な検討が必要だというふうに考えるわけであります。

この先進事例とされる愛知県の取組を参考に、道教委でも導入について検討に値すると考えますが、最後に所見を伺い、質問を終わります。

○浅野貴博委員長 教育部長北村英則君。

○北村教育部長 今後の取組についてでございますが、柔軟に休みを取得できるような休暇の在り方の見直しにつきましては、働き方改革による有給休暇の取得促進や観光需要の平準化による経済効果などの面で有効と考えられます。

一方、子どもが家族と校外学習を行うために学校を休むことができる「ラーケーションの日」などの取組の実施に当たりましては、保護者の有給休暇取得の促進や休業日における多様な活動機会の確保、推進が不可欠でありまして、各地域の実情に応じた環境整備が必要であるほか、子どもが学校を休んだ分の学習を補習する必要があるといった課題や、ラーケーションの制度を活用できる子どもとできない子どもが混在しているため、公平性に欠けるなどの意見もあると承知をしております。

こうしたことから、道教委といたしましては、他府県等における仕組みづくりの先行事例を収集しながら、そのメリットやデメリットなどについて検討してまいります。

○赤根広介委員 終わります。

○浅野貴博委員長 赤根委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

中川浩利君。

○中川浩利委員 それでは、通告に従いまして、教員の働き方改革について伺います。

まず、文科省が本年4月21日に発出した事務連絡「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果について、道教委や政令市の札幌市教委が要請されている中身について御説明を願います。

○浅野貴博委員長 義務教育課長遠藤直俊君。

○遠藤義務教育課長 文部科学省の事務連絡についてであります。国が令和4年度に実施した小中学校における教育課程編成等の抽出調査において、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成、実施している学校が一定数あることが明らかになったことから、文部科学省では、各学校の教育課程の編成、実施が適切に行われるよう、対応を求める事務連絡を発出しました。

当該事務連絡では、留意事項として、児童生徒の実態を踏まえつつ、各学校の指導体制に見合った授業時数を設定する必要があること、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないこと、学校における働き方改革にも配慮した対応を検討することなどが示され、この内容につきまして、都道府県や指定都市の教育委員会から市町村教育委員会や学校に周知するよう依頼がありました。

○中川浩利委員 今ほど、事務連絡の中で、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないということがございましたが、大幅の考え方について伺いたいのと、本道における小中学校の教育課程編成の状況について併せて伺いたいと思います。

また、標準授業時数を最も大きく超えた学校について、どこということとは聞きませんが、その授業時数について教えていただきたいと思います。

○遠藤義務教育課長 教育課程編成の状況についてであります。本年8月に中教審で取りまとめられた提言「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」においては、標準授業時数である年間1015単位時間を大幅に上回る教育課程の編成を、年間1086単位時間以上と示しております。

文部科学省の抽出調査の結果における本道の状況を見ますと、標準授業時数を大幅に上回る学校が道内でも一定数あり、このうち、標準授業時数を最も大きく上回った学校の授業時数は、小学校第5学年で1179時間、中学校第1学年で1117時間でありました。

○中川浩利委員 抽出の中での数字ですけれども、標準が1015のところを、大幅が1086だとしても、小5では164時間も上回っている。あと、大幅という考え方からしても、93時間オーバーしているといった実態が明らかになったわけであります。

文科省は、北海道において、小中学校ともに20校程度の抽出調査によって実施状況等を把握しているようでありまして、大幅に上回っている学校がどのくらいあるのかについて全校調査を行うべきではないかなというふうに思います。

また、その際は、小5、中2だけではなくて、全学年の実態把握が必要だというふうに思いますけれども、所見を伺います。

○浅野貴博委員長 学校教育局長川端香代子君。

○川端学校教育局長 教育課程の編成、実施の状況についてであります。中教審の提言を受けた本年9月の文部科学省通知では、各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直しとして、全ての学校において授業時数について点検した上で令和6年度以降の教育課程の編成に臨むことや、可能な学校においては、各学校の実情を踏まえ、令和6年度を待つことなく、今年度途中であっても改善を進めることとされておりまして、道教委では、各市町村教育委員会と連携し、国の通知の趣旨を踏まえ、各学校における教育課程編成・実施の状況をできるだけ早期に把握し、改善に取り組むよう支援してまいります。

○中川浩利委員 ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、文科省が9月8日に発出をいたしました「「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」を踏まえた取組の徹底等について」といった通知です。

これは、できることを直ちに行うという考え方の下、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめたものとされておりまして。

道教委として、どういった点に重点を置いて施策を進めるのか、また、緊急提言が絵に描いた餅にならないようにどのように実効性を担保するのか、所見を伺います。

○浅野貴博委員長 教育部長北村英則君。

○北村教育部長 緊急提言を踏まえた取組についてであります。このたび示された緊急提言を実効性のあるものとしていくためには、学校や市町村教育委員会、道教委など、それぞれの主体が自らの課題として着実に取り組んでいく必要があります。

とりわけ、提言で示された授業時数や学校行事の見直しは、業務の一層の適正化を進める上でも直ちに着手が必要と考えておりまして、道教委といたしましては、各学校において教育課程が適切に見直されるよう、学校訪問などにより実情に応じた指導助言を行いますとともに、コロナ禍における簡素化などの好事例も参考にしながら、学校行事の精選、重点化を促すなど、次年度の教育計画に反映されるよう働きかけてまいります。

さらに、これまでの取組の成果と課題を検証した上で、提言で示された内容を反映した、新たな働き方改革アクション・プランを策定いたしまして、的確な目標設定の下で、適切に進行管理を図りながら、より実効性の高い働き方改革を進めてまいります。

○中川浩利委員 これもまたよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、長期休業中のテレワークについて、代表質問でも会派として質問をさせていただきましたが、緊急提言における、できることを直ちに行うという考え方でいきましたら、できる環境が整っている学校から、順次、スタートをしていくのだというふうに考えますけれども、いかがでしょうか、所見を伺います。

○浅野貴博委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 長期休業期間中の在宅勤務についてであります。コロナ禍において緊急的に実施をいたしました道立学校の在宅勤務では、教材研究や授業準備などの業務を中心に在宅勤務が

行われ、通勤の負担の軽減や感染拡大防止などの面で効果があった一方、実施をした学校からは、勤務時間の管理や業務内容の把握が難しい、あるいは、ICT環境が整っていないことから在宅でできる業務が限定されるなどの報告も受けており、在宅勤務の制度化に向けましては、こうした課題を解消していく必要があると考えております。

道教委といたしましては、国における教員確保の方策についての検討状況を注視するとともに、校長会など学校現場の意見も参考に、課題の解消に向けた方策を検証しながら、ICT環境の在り方も含め、教員の業務の特性などを踏まえた在宅勤務の在り方について検討してまいります。

○中川浩利委員 今ほど教育長から御答弁いただきました。

いろいろとできない理由を考えると幾らでも出てくるのですけれども、ぜひ、働き方改革の文脈で進めていくのだということを取組をお願いし、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○浅野貴博委員長 中川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、教育委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもちまして、本分科会に付託されました議案に対する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野貴博委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○浅野貴博委員長 本分科会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本分科会は、9月27日に設置以来、付託議案をはじめ、道政各般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、山根副委員長をはじめ、委員各位の御協力によるものであり、厚く御礼を申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって第2分科会を閉会いたします。（拍手）

午後3時58分閉会